

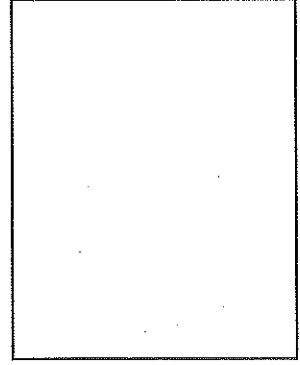
第2期 飯塚市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

注 意

- ・ この資料は、7/24 開催の子ども・子育て会議の資料 7 (骨子案) 及び第1期計画をベースに「素案」として作成したものです。
- ・ 第1期計画から変更した部分等については青字表記しています。
- ・ 及び表の空欄部分については、今後の会議において提示します。

令和2年3月
飯 塚 市

はじめに



令和2年3月

飯塚市長 片 峯 誠

<目 次>

| | |
|---|-----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景及び主旨 | 1 |
| 2 子ども・子育て支援新制度の概要 | 2 |
| 3 計画の性格と位置づけ | 5 |
| 4 計画の策定体制 | 6 |
| 5 計画の期間及び評価並びに推進体制 | 6 |
| 第2章 飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状 | 7 |
| 1 人口の状況 | 7 |
| 2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況 | 13 |
| 3 第1期計画の実施状況 | 22 |
| 4 飯塚市の今後の課題の整理 | 28 |
| 第3章 計画の基本理念と基本的視点 | 31 |
| 1 計画の基本理念 | 31 |
| 2 計画の基本的視点 | 32 |
| 第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策 | 33 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 33 |
| 2 教育・保育（1～3号） | 34 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業 | 38 |
| 4 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策 | 59 |
| 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策 | 61 |
| 1 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保 | 61 |
| 2 児童虐待の防止 | 62 |
| 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 | 66 |
| 4 障がい児などの支援 | 68 |
| 5 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進 | 74 |
| 6 幼児教育・保育の質の向上 | 76 |
| 7 外国につながる幼児への支援 | 75 |
| 8 その他の関連施策 | 77 |
| 資 料 編 | |
| ・計画策定の経緯 | 101 |
| ・飯塚市子ども・子育て会議条例 | 103 |
| ・飯塚市子ども・子育て会議委員名簿 | 105 |
| ・子ども・子育て支援法（抜粋） | 106 |

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び主旨

わが国では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。飯塚市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、平成24年8月に「子ども・子育て支援新制度」を制定し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、わが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

飯塚市では、平成17年に「飯塚市次世代育成支援行動計画〔前期計画〕」（計画期間：平成17～21年度）を、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定しました。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の下、『みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいづか』を基本理念とする「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～31年度）策定し、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図ってきました。

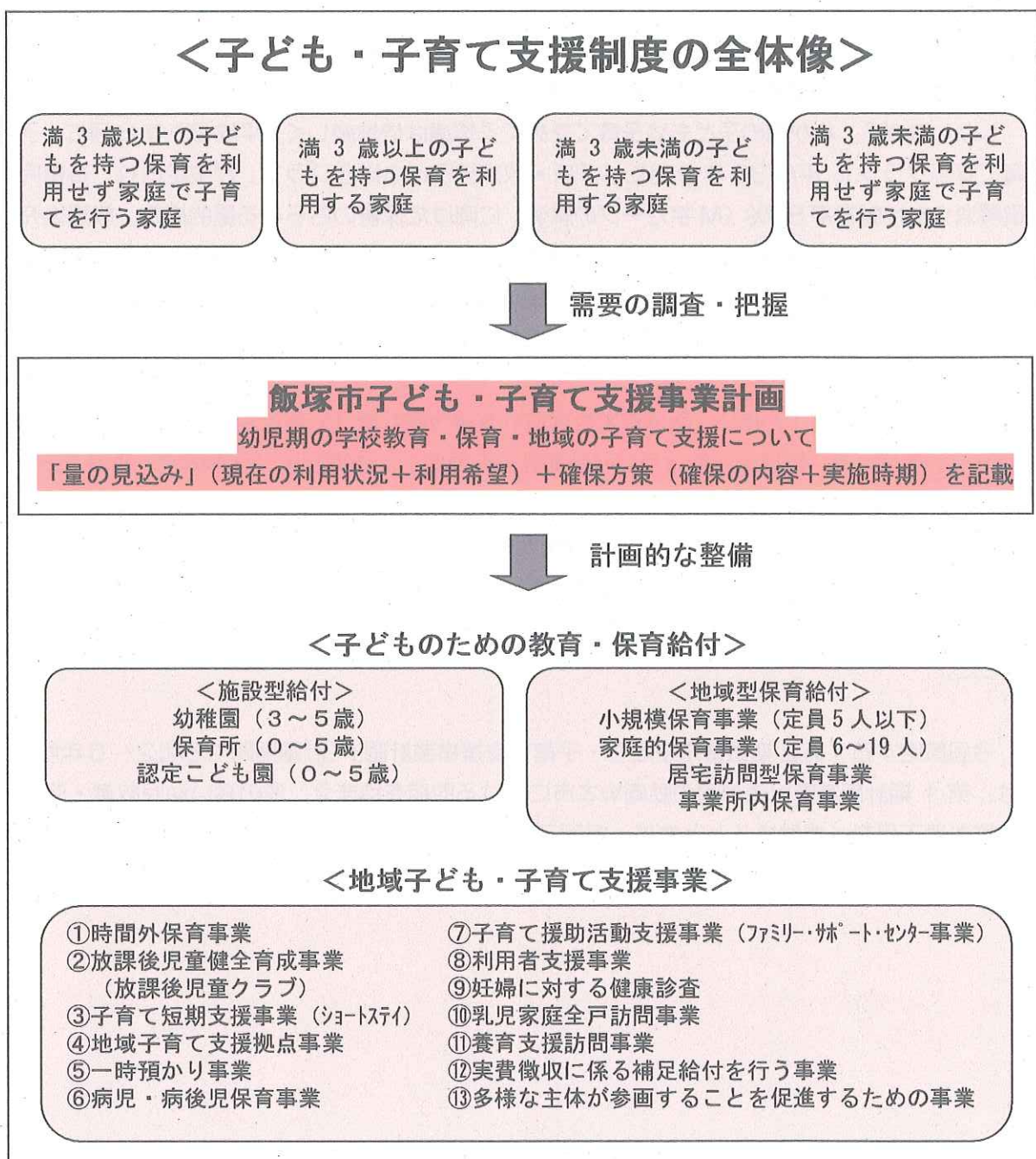
今回策定する「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）は、第1期計画実施以降の国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指すものです。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

〔1〕子ども・子育て支援新制度の全体像

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

本制度の大きな枠組みとしては、就学前の子どもを年齢で3歳未満、3歳以上、また保育の必要性の有無によって、4つに分け、必要な支援をしていくことになっています。それぞれの子育て家庭のニーズ調査をし、結果を反映させ、事業の目標を設定した「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。その大きな柱が「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」です。



【子どものための教育・保育給付】

| | | |
|---------|---------|---|
| 施設型給付 | 教育・保育施設 | 幼稚園（3～5歳） |
| | | 保育所（0～5歳） |
| | | 認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 |
| 地域型保育給付 | 地域型保育事業 | 小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業 |
| | | 家庭的保育事業 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業 |
| | | 居宅訪問型保育事業 障がいなど個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で、1対1で保育を行う事業 |
| | | 事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業 |

〔2〕保育の必要性の認定

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の幼児教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

【保育の必要性の認定】

| 認定区分 | 対象者 | 主に利用する施設・事業 |
|------|---|----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし） | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） | 保育所 認定こども園 幼稚園の預かり保育 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） | 保育所 認定こども園 小規模保育等 |

〔3〕 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

【幼児教育・保育無償化の対象範囲】

| | 保育の必要性 | |
|---|--------------------------------|--|
| | なし（例：専業主婦(夫)世帯） | あり（例：共働き世帯等） |
| 幼稚園 認定こども園（教育認定） | 無償 （預かり保育は対象外） | 無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償） |
| 幼稚園 （就園奨励費補助金の 対象施設） | 月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は対象外） | 月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償） |
| 認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設 | — | 無償 |
| 企業主導型保育事業施設 | — | 利用者負担額相当分まで無償 |
| 認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2} | （無償化の対象外） | 月額37,000円 ^{※3} を上限に無償 （他の認可外保育施設等との併用が可能） |

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

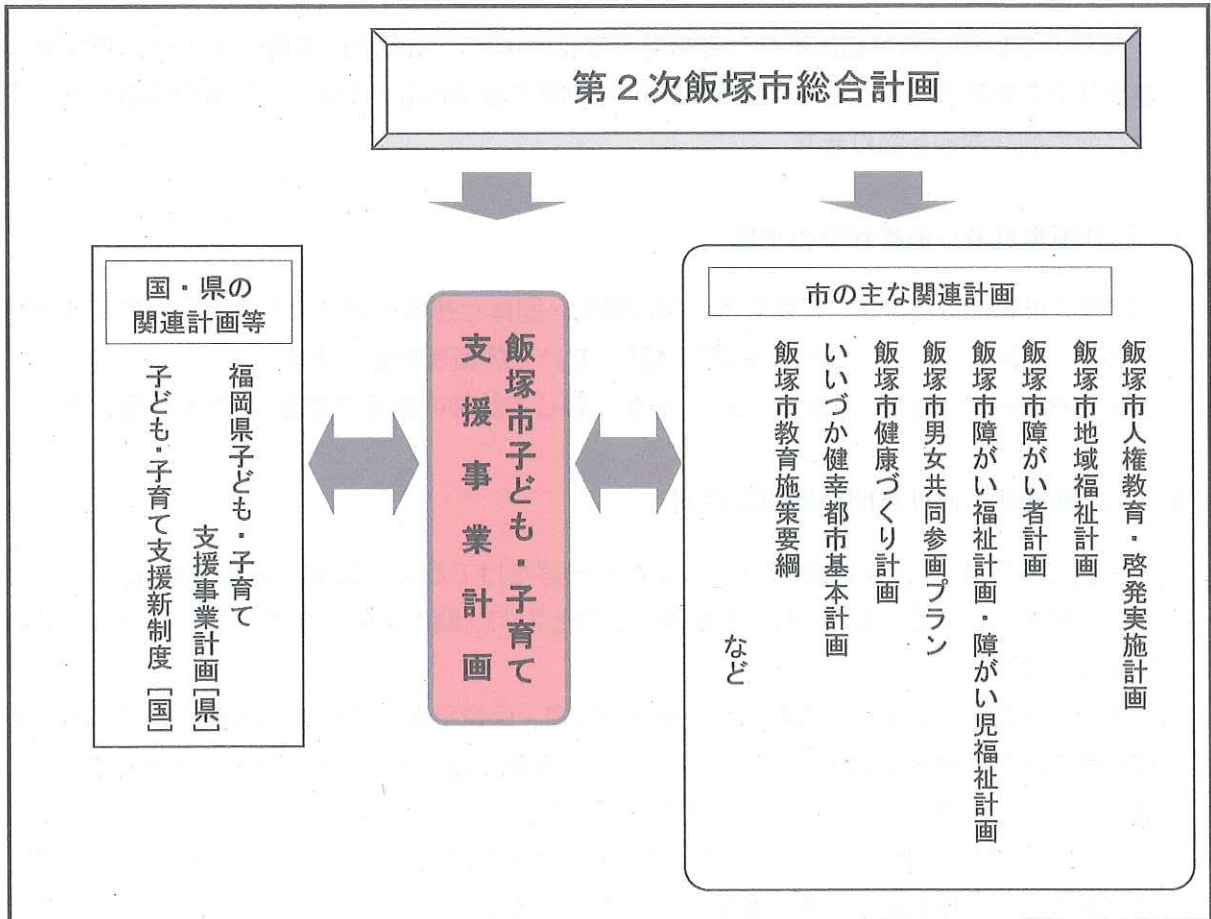
※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

3. 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第2次飯塚市総合計画」（平成29～38年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査（第2章-2参照）や計画原案に対する市民意見募集により、障がい者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。

5. 計画期間及び評価並びに推進体制

〔1〕計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

〔2〕計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

〔3〕計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

第2章

飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第2章 飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

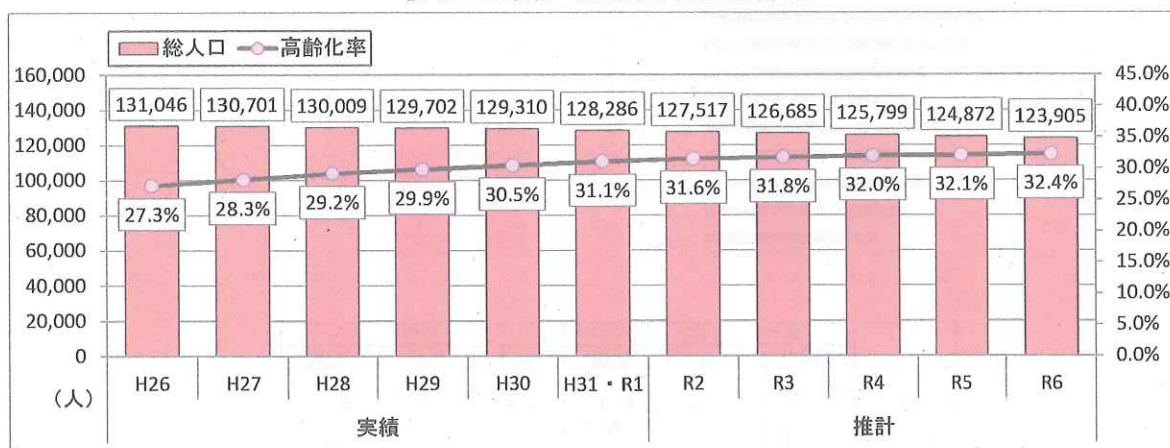
1. 人口の状況

〔1〕人口の推移

平成26～31年度の本市の総人口の状況を見ると、平成26年度131,046人から緩やかに減少し、平成31年度には128,286人と13万人を下回る見込みです。今後も減少傾向は続くものと見込まれ、本計画最終年度の令和6年度には、123,905人と12.4万人を下回る見込みです。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成31～令和6年度の5年間で約3,500人減少する見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は同期間中に約160人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に32.4%に達する見込みです。このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)

| | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31・R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 0-14歳 | 17,043 | 17,093 | 17,033 | 17,017 | 16,954 | 16,811 | 16,660 | 16,464 | 16,329 | 16,016 | 15,766 |
| 15-64歳 | 78,220 | 76,645 | 74,965 | 73,917 | 72,901 | 71,546 | 70,625 | 69,942 | 69,176 | 68,719 | 68,055 |
| 65歳以上 | 35,783 | 36,963 | 38,011 | 38,768 | 39,455 | 39,929 | 40,232 | 40,279 | 40,294 | 40,137 | 40,084 |
| 総人口 | 131,046 | 130,701 | 130,009 | 129,702 | 129,310 | 128,286 | 127,517 | 126,685 | 125,799 | 124,872 | 123,905 |
| 高齢化率 | 27.3% | 28.3% | 29.2% | 29.9% | 30.5% | 31.1% | 31.6% | 31.8% | 32.0% | 32.1% | 32.4% |

計画期間(R2～6)

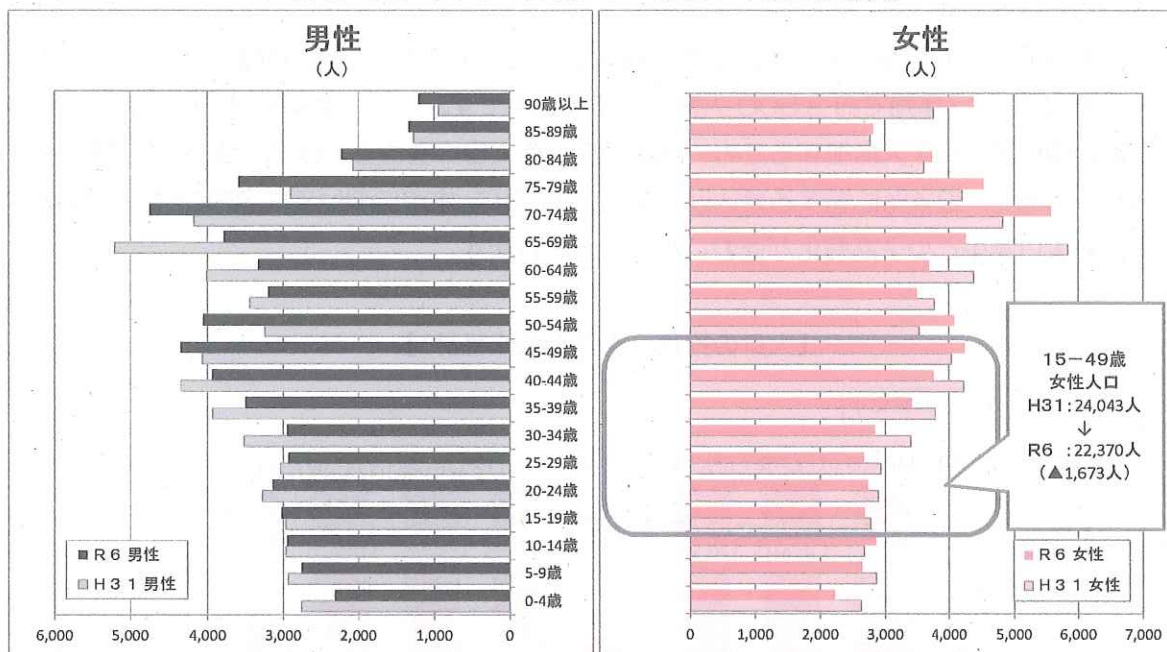
資料／平成26～31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度（推計）：総合政策課推計値

第2章 飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

平成31年度（実績）と令和6年度（推計値）の性別・5歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率（※）の算定対象である15～49歳の女性人口は平成31～令和6年度の5年間に1,673人減少するものと予測されます。なかでも20歳代女性（407人減）・30歳代女性（914人減）の減少が顕著です。

（※）合計特殊出生率
「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【人口ピラミッド（平成31・令和6年度の比較）】



| | 男性 | | | 女性 | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| | H31 | R6 | 増減 | H31 | R6 | 増減 |
| 0-4歳 | 2,752 | 2,319 | ▲ 433 | 2,629 | 2,228 | ▲ 401 |
| 5-9歳 | 2,930 | 2,756 | ▲ 174 | 2,859 | 2,652 | ▲ 207 |
| 10-14歳 | 2,969 | 2,949 | ▲ 20 | 2,672 | 2,862 | ▲ 190 |
| 15-19歳 | 2,962 | 3,026 | ▲ 64 | 2,778 | 2,690 | ▲ 88 |
| 20-24歳 | 3,278 | 3,143 | ▲ 135 | 2,890 | 2,732 | ▲ 158 |
| 25-29歳 | 3,037 | 2,930 | ▲ 107 | 2,931 | 2,682 | ▲ 249 |
| 30-34歳 | 3,522 | 2,947 | ▲ 575 | 3,392 | 2,841 | ▲ 551 |
| 35-39歳 | 3,934 | 3,501 | ▲ 433 | 3,779 | 3,416 | ▲ 363 |
| 40-44歳 | 4,343 | 3,941 | ▲ 402 | 4,239 | 3,757 | ▲ 482 |
| 45-49歳 | 4,067 | 4,344 | ▲ 277 | 4,034 | 4,252 | ▲ 218 |
| 50-54歳 | 3,244 | 4,061 | ▲ 817 | 3,515 | 4,083 | ▲ 568 |
| 55-59歳 | 3,446 | 3,198 | ▲ 248 | 3,761 | 3,493 | ▲ 268 |
| 60-64歳 | 4,008 | 3,332 | ▲ 676 | 4,386 | 3,686 | ▲ 700 |
| 65-69歳 | 5,210 | 3,792 | ▲ 1,418 | 5,841 | 4,271 | ▲ 1,570 |
| 70-74歳 | 4,176 | 4,748 | ▲ 572 | 4,825 | 5,585 | ▲ 760 |
| 75-79歳 | 2,901 | 3,597 | ▲ 696 | 4,211 | 4,541 | ▲ 330 |
| 80-84歳 | 2,074 | 2,229 | ▲ 155 | 3,593 | 3,732 | ▲ 139 |
| 85-89歳 | 1,276 | 1,337 | ▲ 61 | 2,770 | 2,823 | ▲ 53 |
| 90歳以上 | 943 | 1,215 | ▲ 272 | 3,756 | 4,395 | ▲ 639 |
| 合計 | 61,072 | 59,365 | ▲ 1,707 | 68,861 | 66,721 | ▲ 2,140 |

| | H31 | R6 | 増減 |
|------------|--------|--------|---------|
| 15-49歳女性 計 | 24,043 | 22,370 | ▲ 1,673 |
| 15-19歳 | 2,778 | 2,690 | ▲ 88 |
| 20-29歳 | 5,821 | 5,414 | ▲ 407 |
| 30-39歳 | 7,171 | 6,257 | ▲ 914 |
| 40-49歳 | 8,273 | 8,009 | ▲ 264 |

資料／平成31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度（推計）：総合政策課推計値

〔2〕出生の状況

本市の合計特殊出生率（平成20～24年）は1.58であり、全国（1.38）・福岡県（1.43）に比べて高くなっていますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）の2.08を下回っています。

年間の出生数の状況をみると、平成29年度実績で1,170人となっており、このうち母親が20代後半～30代前半（25～34歳）であるものが720人と全体の61.5%を占めています。

平成26年からの推移をみると、出生数全体に占める20代前半（20～24歳）による出産の割合は1割強、20代後半（25～29歳）と30代前半（30～34歳）は3割、30代後半（35～39歳）は2割弱で推移しています。

【合計特殊出生率（平成20～24年）】

| | 全国 | 福岡県 | 飯塚市 |
|---------|------|------|------|
| 合計特殊出生率 | 1.38 | 1.43 | 1.58 |

資料／平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別出生数の推移】



(単位:人)

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 1,124 | 1,131 | 1,120 | 1,170 |
| 15歳～19歳 | 26 | 24 | 27 | 37 |
| 20歳～24歳 | 144 | 147 | 138 | 164 |
| 25歳～29歳 | 325 | 315 | 292 | 352 |
| 30歳～34歳 | 379 | 367 | 398 | 368 |
| 35歳～39歳 | 200 | 231 | 221 | 201 |
| 40歳～44歳 | 50 | 46 | 44 | 48 |
| 45歳～49歳 | 0 | 1 | 0 | 0 |

(単位:%)

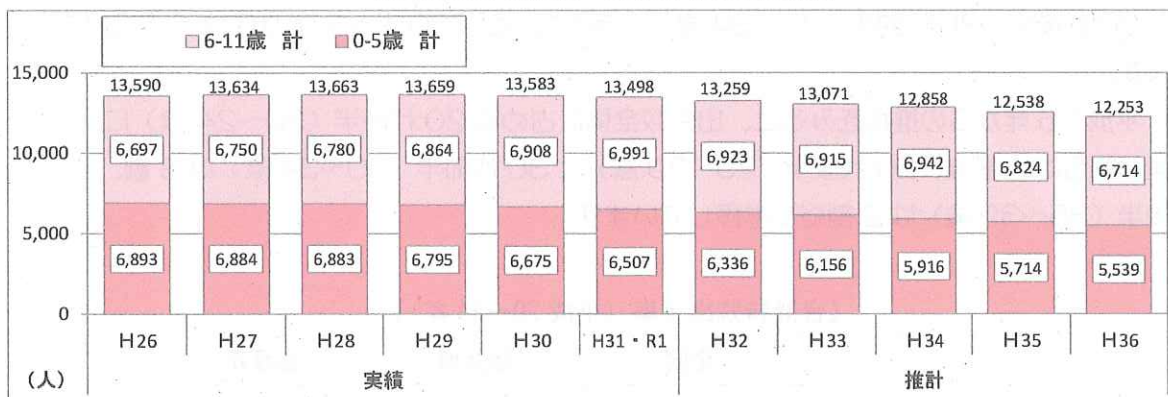
| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|------|------|------|------|
| 総数 | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 15歳～19歳 | 2% | 2% | 2% | 3% |
| 20歳～24歳 | 13% | 13% | 12% | 14% |
| 25歳～29歳 | 29% | 28% | 26% | 30% |
| 30歳～34歳 | 34% | 32% | 36% | 31% |
| 35歳～39歳 | 18% | 20% | 20% | 17% |
| 40歳～44歳 | 4% | 4% | 4% | 4% |
| 45歳～49歳 | 0% | 0% | 0% | 0% |

資料／人口動態統計 ※各年1月1日～12月31日の出生数合計

〔3〕児童人口（小学生以下）の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の各歳別人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0～5歳）の減少が見込まれています。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



（単位：人）

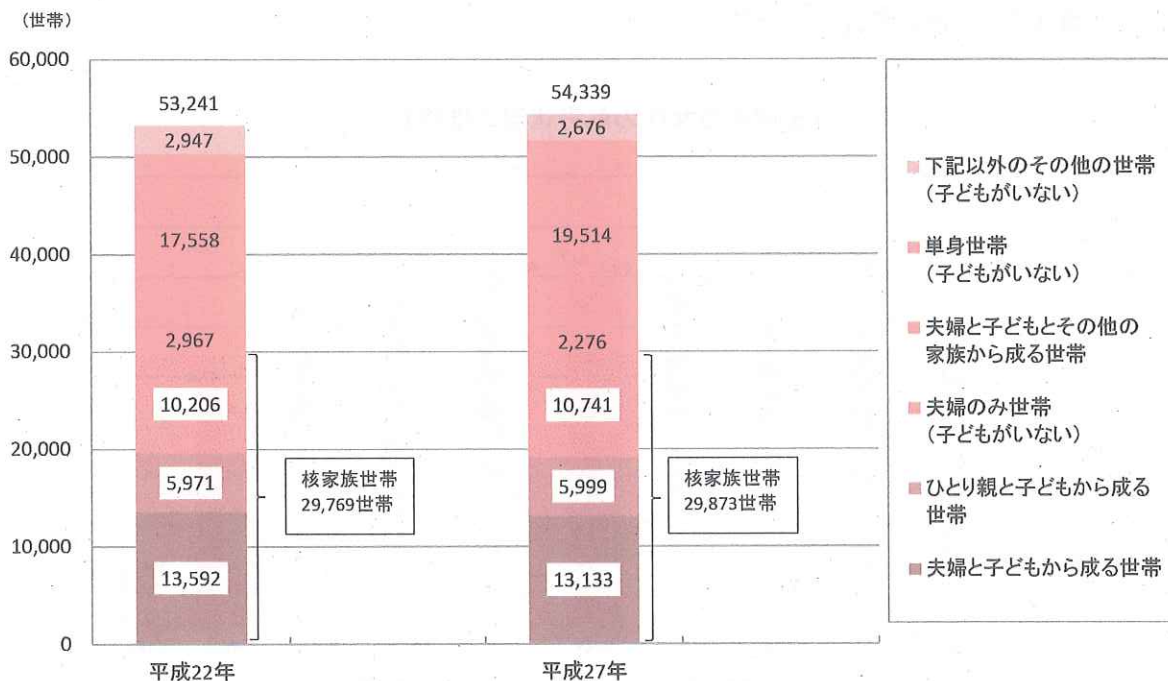
| | 実績 | | | | | | 推計 | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31・R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 0歳 | 1,113 | 1,110 | 1,118 | 1,092 | 1,051 | 988 | 952 | 922 | 901 | 879 | 859 |
| 1歳 | 1,157 | 1,139 | 1,134 | 1,159 | 1,078 | 1,047 | 1,001 | 965 | 935 | 914 | 892 |
| 2歳 | 1,158 | 1,141 | 1,123 | 1,106 | 1,158 | 1,084 | 1,037 | 991 | 955 | 925 | 904 |
| 3歳 | 1,179 | 1,156 | 1,150 | 1,137 | 1,113 | 1,149 | 1,088 | 1,041 | 995 | 959 | 929 |
| 4歳 | 1,155 | 1,195 | 1,152 | 1,154 | 1,139 | 1,113 | 1,153 | 1,092 | 1,045 | 999 | 963 |
| 5歳 | 1,131 | 1,143 | 1,206 | 1,147 | 1,136 | 1,126 | 1,105 | 1,145 | 1,085 | 1,038 | 992 |
| 6歳 | 1,196 | 1,138 | 1,139 | 1,216 | 1,173 | 1,165 | 1,140 | 1,119 | 1,159 | 1,098 | 1,051 |
| 7歳 | 1,044 | 1,211 | 1,132 | 1,134 | 1,197 | 1,155 | 1,158 | 1,133 | 1,112 | 1,152 | 1,092 |
| 8歳 | 1,124 | 1,042 | 1,206 | 1,128 | 1,132 | 1,209 | 1,155 | 1,158 | 1,133 | 1,112 | 1,152 |
| 9歳 | 1,115 | 1,133 | 1,046 | 1,214 | 1,150 | 1,134 | 1,218 | 1,164 | 1,167 | 1,142 | 1,121 |
| 10歳 | 1,093 | 1,124 | 1,131 | 1,046 | 1,200 | 1,121 | 1,127 | 1,210 | 1,156 | 1,159 | 1,134 |
| 11歳 | 1,125 | 1,102 | 1,126 | 1,126 | 1,056 | 1,207 | 1,125 | 1,131 | 1,215 | 1,161 | 1,164 |
| 0-5歳計 | 6,893 | 6,884 | 6,883 | 6,795 | 6,675 | 6,507 | 6,336 | 6,156 | 5,916 | 5,714 | 5,539 |
| 0-2歳計 | 3,428 | 3,390 | 3,375 | 3,357 | 3,287 | 3,119 | 2,990 | 2,878 | 2,791 | 2,718 | 2,655 |
| 3-5歳計 | 3,465 | 3,494 | 3,508 | 3,438 | 3,388 | 3,388 | 3,346 | 3,278 | 3,125 | 2,996 | 2,884 |
| 6-11歳計 | 6,697 | 6,750 | 6,780 | 6,864 | 6,908 | 6,991 | 6,923 | 6,915 | 6,942 | 6,824 | 6,714 |
| 6-8歳計 | 3,364 | 3,391 | 3,477 | 3,478 | 3,502 | 3,529 | 3,453 | 3,410 | 3,404 | 3,362 | 3,295 |
| 9-11歳計 | 3,333 | 3,359 | 3,303 | 3,386 | 3,406 | 3,462 | 3,470 | 3,505 | 3,538 | 3,462 | 3,419 |
| 合計(0-11歳) | 13,590 | 13,634 | 13,663 | 13,659 | 13,583 | 13,498 | 13,259 | 13,071 | 12,858 | 12,538 | 12,253 |

資料／平成26～31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度（推計）：総合政策課推計値

〔4〕世帯の家庭類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成22年から平成27年の10年間で、ひとり親世帯と夫婦のみ世帯の増加の影響で、核家族世帯は増加し、平成27年には29,873世帯となっています。

【世帯の家庭類型の推移】



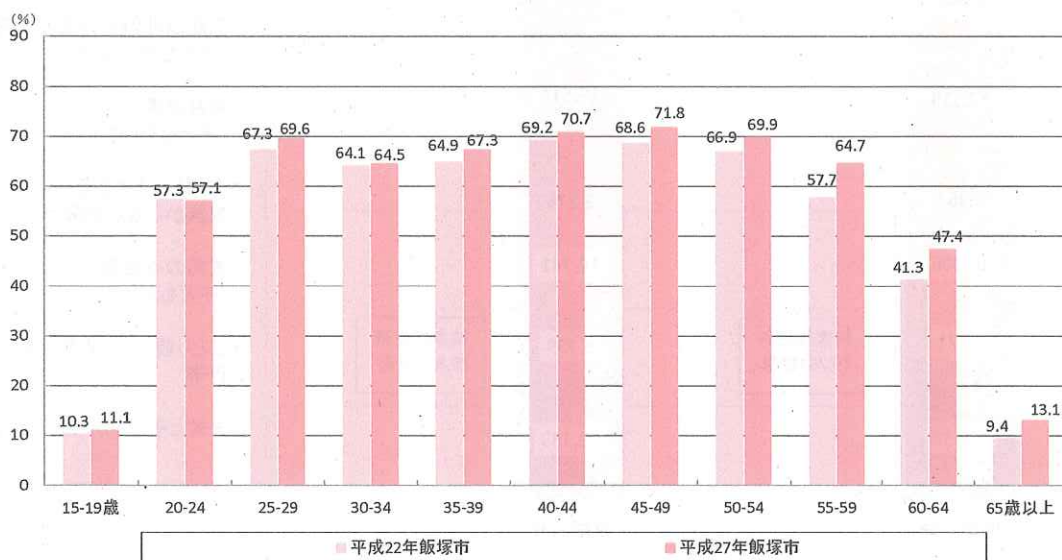
資料／国勢調査

〔5〕女性の就労状況

本市の女性の就業率の動向をみると、平成22年から平成27年の5年間の間に、20代前半（20～24歳）の女性を除く全ての世代で女性就業率は増加しています。

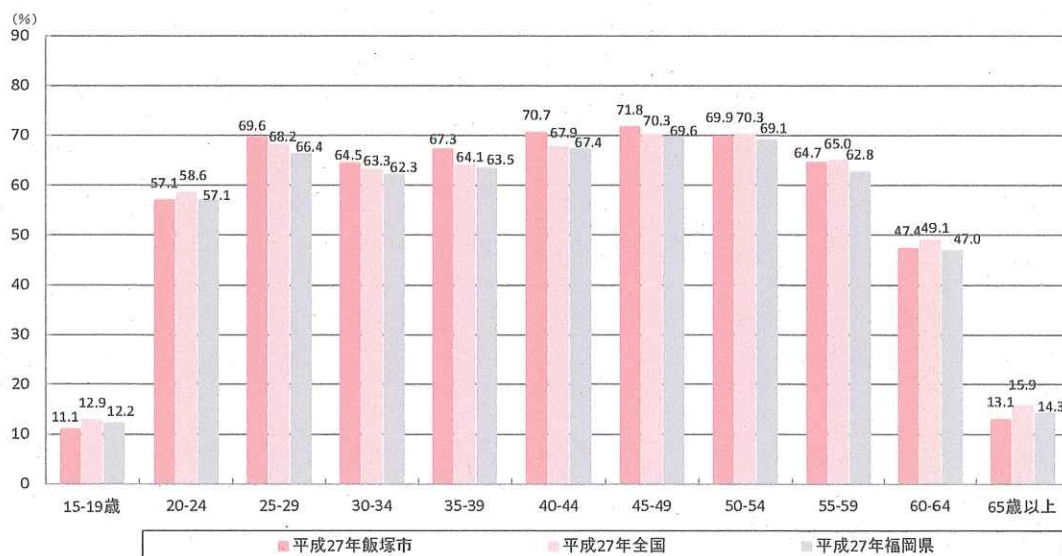
全国や福岡県全体の平均と比較すると、20代後半と40代にかけての女性就業率が国や県と比較して高くなっていますが、本市でも国や県の傾向と同様に、30歳代前半を谷間とするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚後から子どもの育児（子育て）期間終了までの離職がその一因と考えられます。

【飯塚市の女性の就労状況の推移】



資料／国勢調査

【飯塚市の女性の就労状況の国・福岡県との比較】



資料／国勢調査

2. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

【調査の概要】

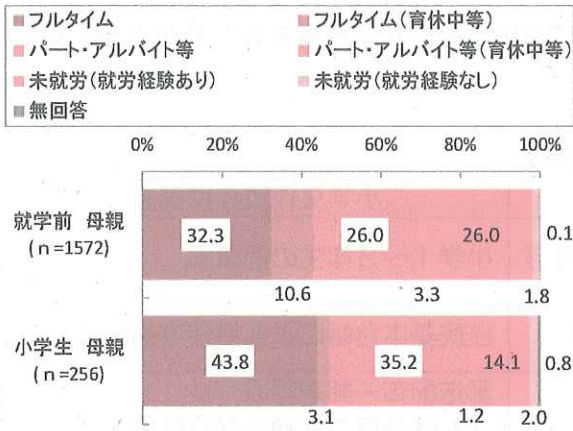
| | 就学前児童保護者用調査 | 小学生保護者用調査 |
|------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 調査対象者 | 就学前児童（0～5歳児）の保護者 | 小学1～3年生の保護者 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳による無作為抽出 | 住民基本台帳による無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布—郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用） | 郵送配布—郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用） |
| 標本数 | 3,000人 | 500人 |
| 有効回収数 （有効回収率） | 1,616人（53.9%） | 264人（52.8%） |
| 調査期間 | 平成30年11月30日～平成31年1月20日（回収予備期間含む） | |

〔1〕保護者の就労状況

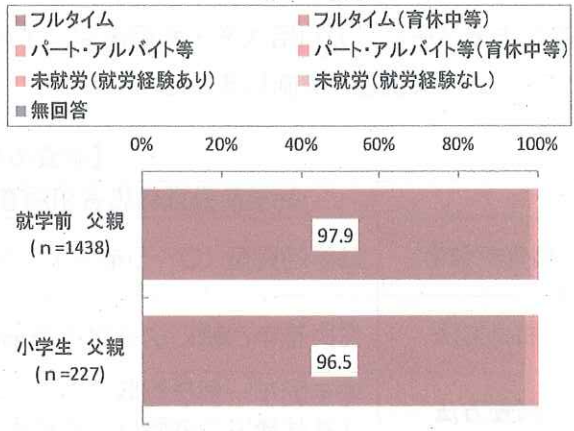
- 保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%超と大半を占めています。就学前児童の母親は、「フルタイム」の就労者が32.3%と最も多いものの、「パート・アルバイト等」「未就労（就労経験あり）」もそれぞれ26.0%となっており、就労形態が多様化しています。一方、小学生の母親は、「フルタイム」の就労者が43.8%、「パート・アルバイト等」が35.2%と就学前児童の母親に比べて就労が多くなっています。
- 父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童：62.9%、小学生：69.0%となっています。

《 保護者の就労状況 》

【母親】

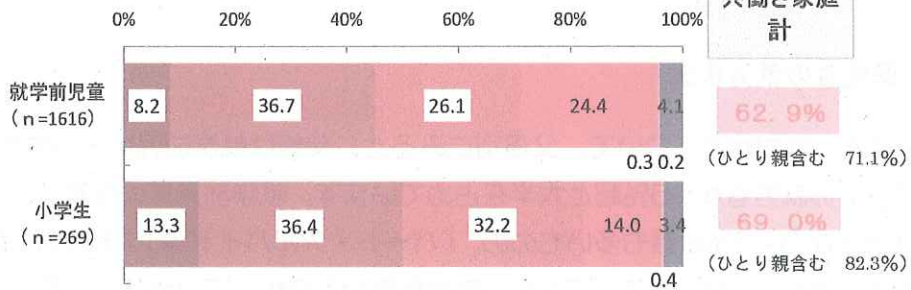
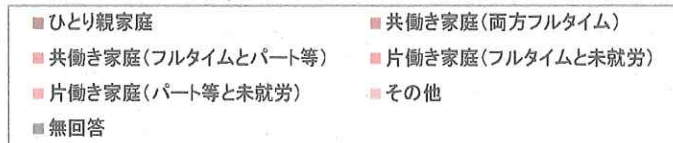


【父親】



※父親は「フルタイム」以外はいずれも3%未満

【保護者の就労状況(集約)】

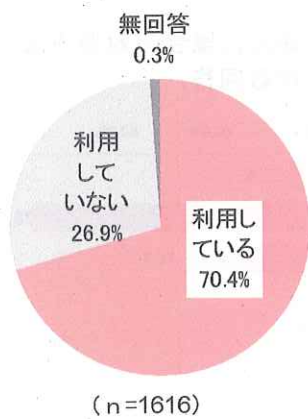


〔2〕 平日の教育・保育の利用状況

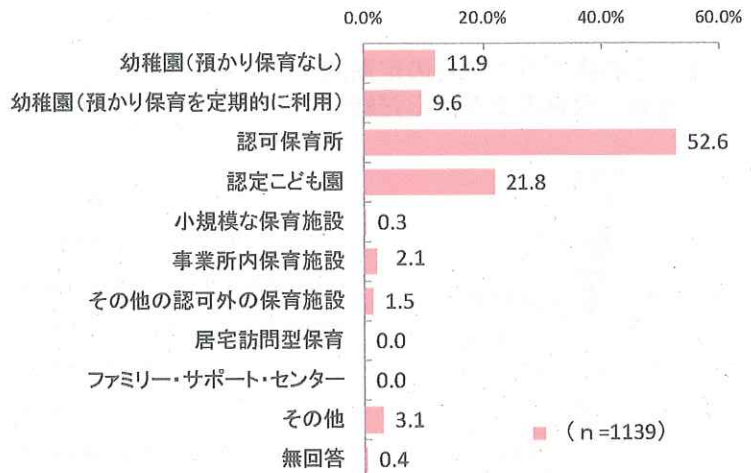
【現在の利用状況】

- ・就学前児童の7割(70.5%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(52.6%)、「認定こども園」(21.8%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(11.9%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(9.6%)の順で利用割合が高くなっています。

《 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 》



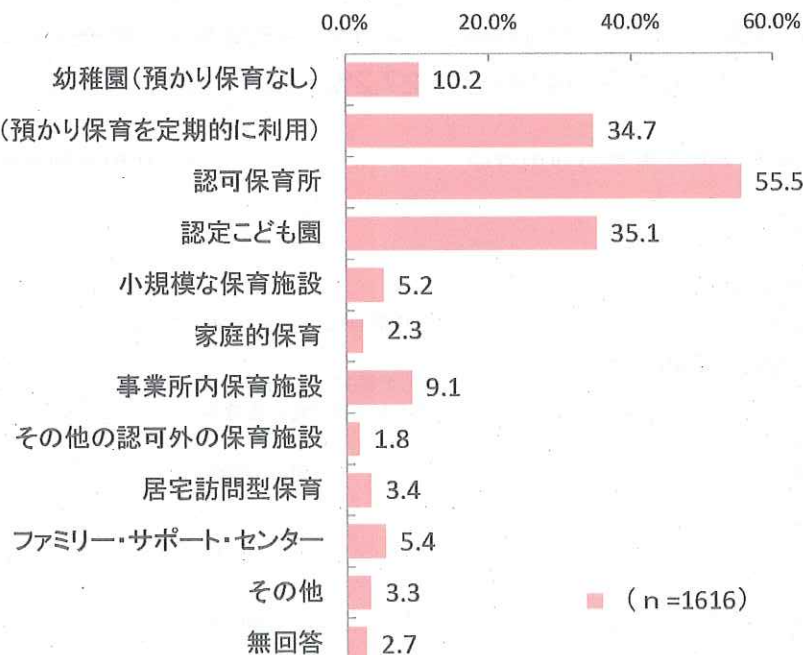
《 利用者が利用している教育・保育事業の種類 》 (複数回答)



【今後の利用意向】

- ・平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(55.5%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(35.1%)、「幼稚園(預かり保育定期利用)」(34.7%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(10.2%)、「事業所内保育施設」(9.1%)となっています。

《 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向 》 (複数回答)

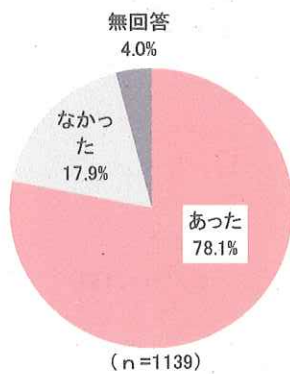


〔3〕病（後）児保育や一時保育等の状況

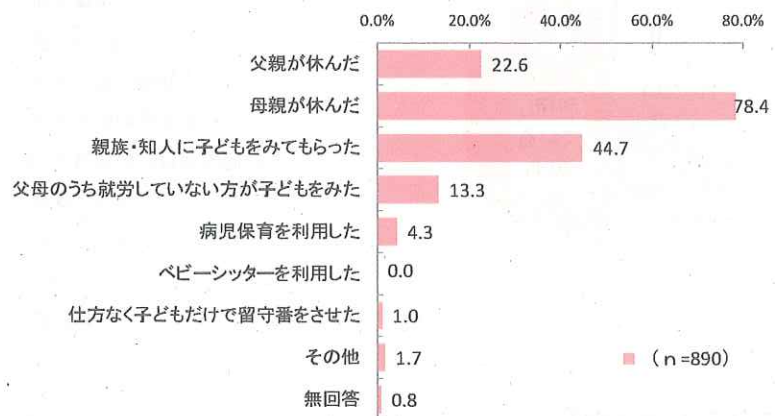
【病児・病後児保育】

- ・平日、定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の78.1%は、この1年間に子どもの病気等のために事業を利用しなかった経験があり、利用しなかった日数（平均）は13.0日/年となっています。
- ・利用しなかった場合の対処方法では「母親が休んだ」（78.4%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（44.7%）の順で割合が高く、「病児保育を利用した」は4.3%となっています。

《 子どもの病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験 》



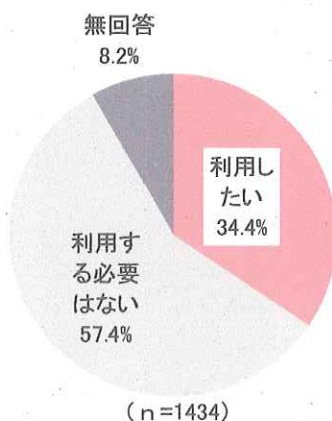
《 休んだ場合の対処方法（複数回答） 》



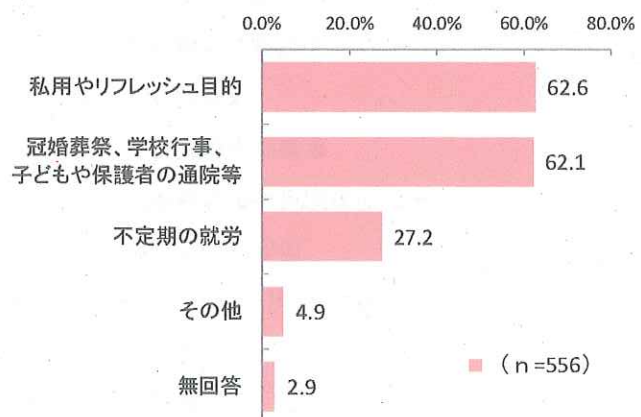
【不定期の教育・保育事業（一時保育）】

- ・就学前児童保護者の今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では「利用したい」が34.4%であり、利用希望者の希望日数（平均）は22.5日/年となっています。利用希望者の利用目的では「私用やリフレッシュ目的」（62.6%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」（62.1%）、「不定期の就労」（27.2%）の順で割合が高くなっています。

《 不定期の教育・保育事業の利用意向 》



《 利用希望者の利用目的 》

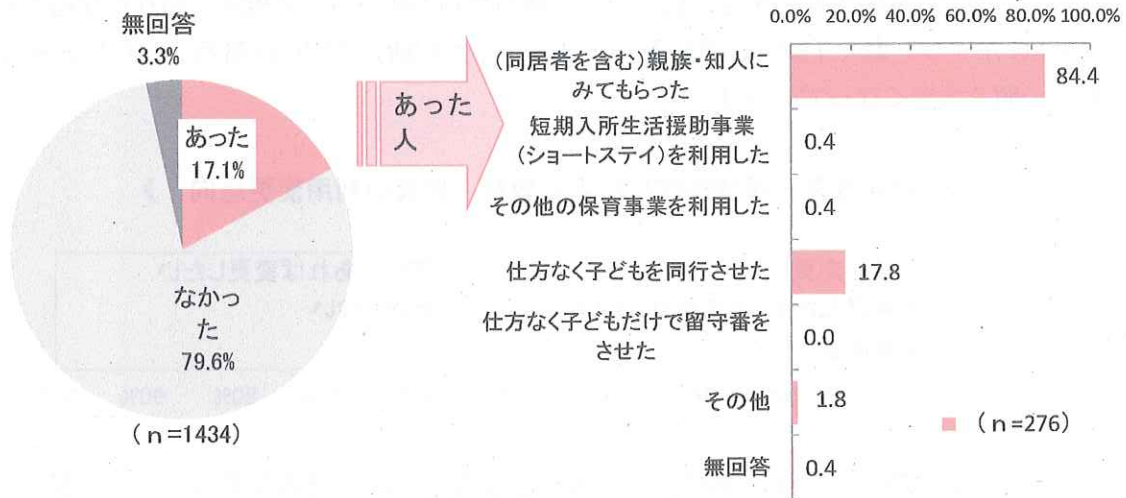


【宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）】

・就学前児童保護者の17.1%は、この1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の泊数（平均）は6.9泊/年となっています。預けなければならなかった場合の対処方法は「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(84.4%)の割合が9割弱で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(17.8%)となっており、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」は0.4%でした。

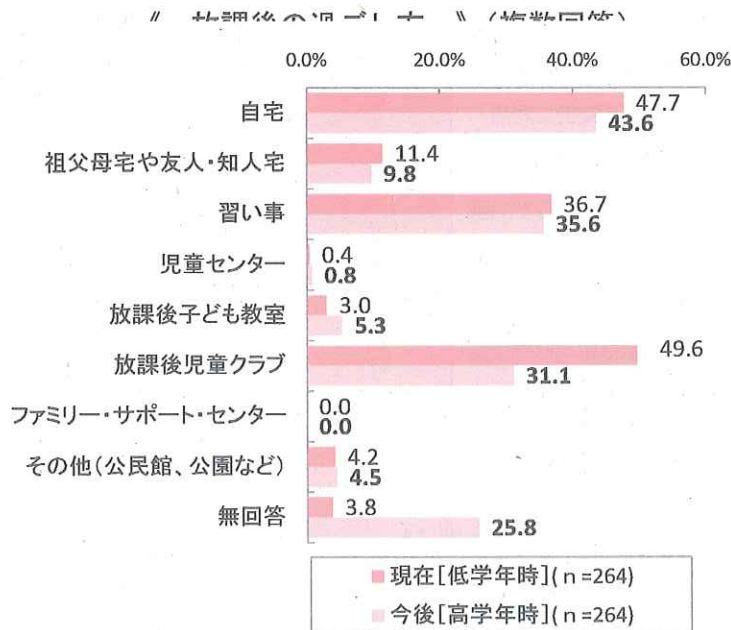
《 泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験 》

《 その場合の対処方法 》
(複数回答)



〔4〕放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の状況

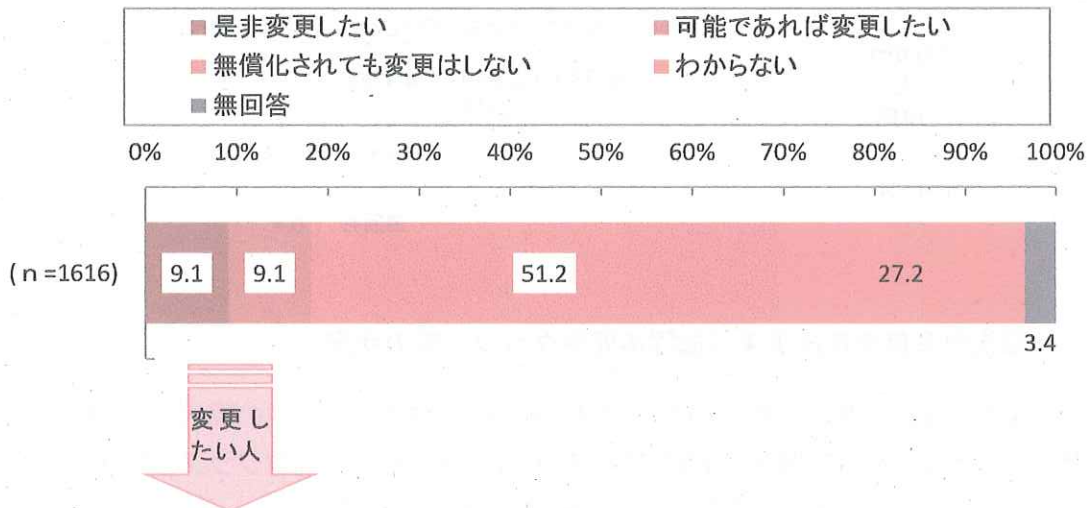
・小学生の放課後の過ごし方について、現在の状況（小学1～3年生の現状）と今後の意向（小学4～6年生になった場合の希望）をたずねたところ、放課後児童クラブの割合は、現在（低学年時）：4.1%、今後（高学年時）：16.7%となっています。



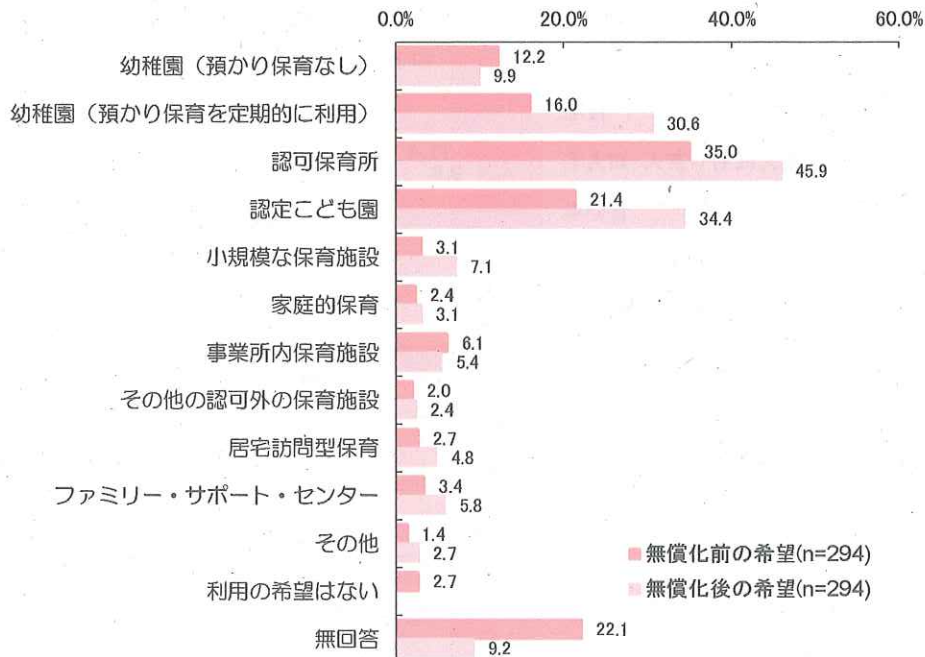
〔5〕 幼児教育・保育無償化について

- ・ 幼児教育・保育の無償化による教育・保育の利用変更意向についてたずねたところ、「無償化されても変更しない」(51.2%)の割合が最も高く5割を超えています。一方、『利用変更意向あり』の割合は18.2% (是非変更したい:9.1%、可能であれば変更したい:9.1%) となっています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、教育・保育の利用を変更する意向がある人(294人)に、無償化後に希望する事業の種類をたずねたところ、「認可保育所」(45.9%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(34.4%)、「幼稚園(預かり保育定期利用)」(30.6%)となっています。無償化前の希望と比べると、利用意向の伸びは「幼稚園(預かり保育あり)」(14.6ポイント増)、「認定こども園」(13.0ポイント増)、「認可保育所」(10.9ポイント増)の順で大きくなっています。

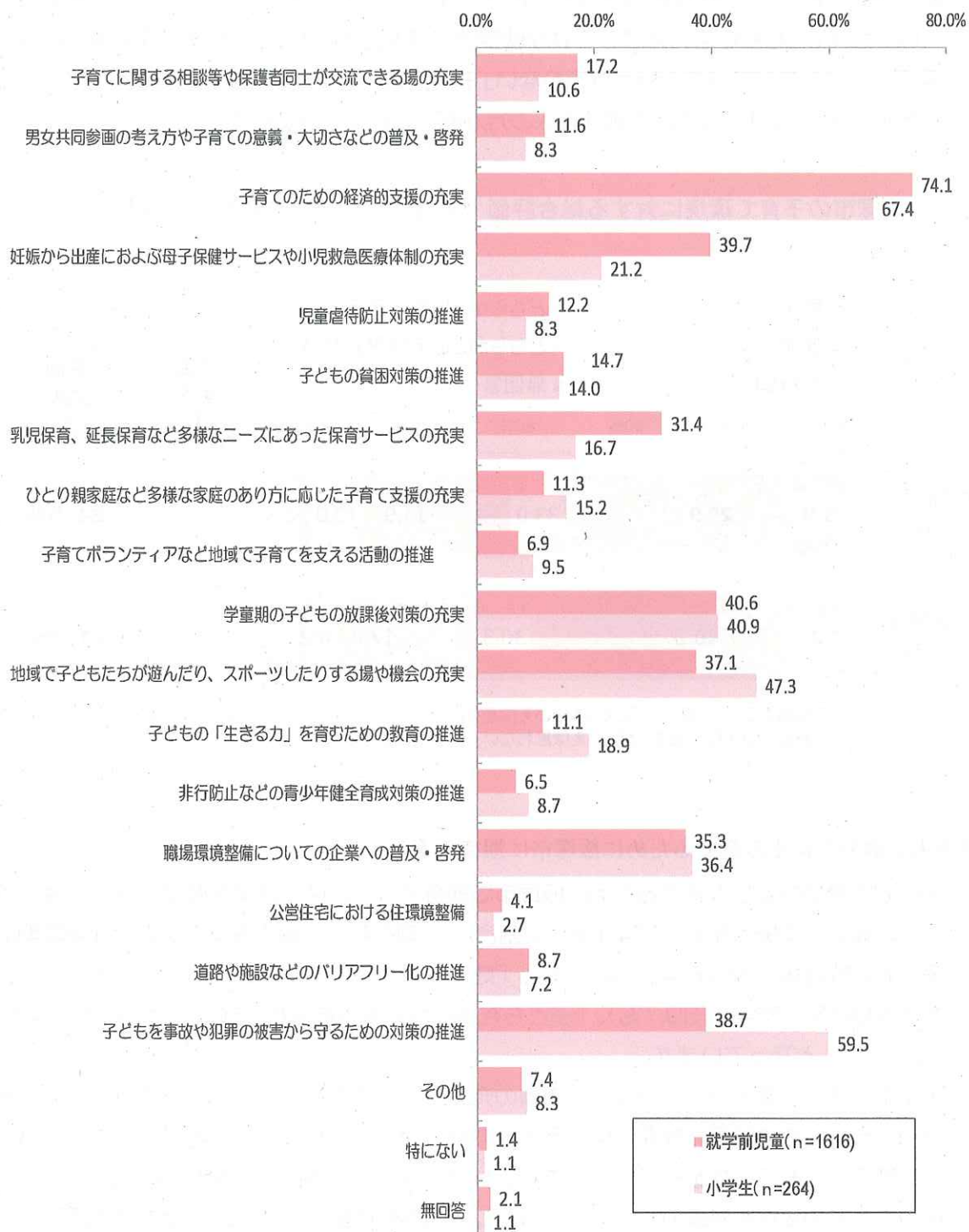
《 幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用変更意向 》



《 無償化後に希望する教育・保育事業 》



《 子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待すること 》(複数回答)



【飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度】

- ・飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度は、就学前児童では「④子育てに関する医療・保健体制の充実」(41.4%)の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」「②家事や子育てに関する意識啓発」「⑦地域で子育てを支える活動の推進」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑩遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。
- ・小学生では「⑧放課後児童対策の充実」(34.1%)の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」「②家事や子育てに関する意識啓発」「⑦地域で子育てを支える活動の推進」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。

《 飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度 》

(%)

| | 就学前児童 (n=1616) | | | 小学生 (n=264) | | |
|---------------------------|-------------------|------|--------------|----------------|------|--------------|
| | 満足 | 不満 | (満足・不満 差) | 満足 | 不満 | (満足・不満 差) |
| ① 相談体制や情報提供の充実 | 30.3 | 10.3 | 20.0 | 25.7 | 6.8 | 18.9 |
| ② 家事や子育てに関する意識啓発 | 30.0 | 11.4 | 18.6 | 26.9 | 5.6 | 21.3 |
| ③ 子育てのための経済的支援 | 25.5 | 40.8 | -15.3 | 19.0 | 48.1 | -29.1 |
| ④ 子育てに関する医療・保健体制の充実 | 41.4 | 24.3 | 17.1 | 32.9 | 24.3 | 8.6 |
| ⑤ 保育サービスの確保・充実 | 21.1 | 29.7 | -8.6 | 23.1 | 23.9 | -0.8 |
| ⑥ 家庭状況に応じた子育て支援の充実 | 14.7 | 11.5 | 3.2 | 15.9 | 12.2 | 3.7 |
| ⑦ 地域で子育てを支える活動の推進 | 20.9 | 7.8 | 13.1 | 23.1 | 7.2 | 15.9 |
| ⑧ 放課後児童対策の充実 | 17.8 | 15.5 | 2.3 | 34.1 | 15.5 | 18.6 |
| ⑨ いじめや不登校等への対応の充実 | 8.5 | 11.9 | -3.4 | 12.5 | 15.5 | -3.0 |
| ⑩ 児童の状況に応じたきめ細やかな学校教育の充実 | 13.4 | 15.6 | -2.2 | 21.2 | 24.6 | -3.4 |
| ⑪ 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供 | 17.5 | 29.2 | -11.7 | 20.8 | 29.5 | -8.7 |
| ⑫ 青少年健全育成対策の推進 | 9.7 | 7.8 | 1.9 | 10.9 | 6.8 | 4.1 |
| ⑬ 子育てにやさしい生活環境の整備 | 22.5 | 28.1 | -5.6 | 17.4 | 14.0 | 3.4 |
| ⑭ 子どもを犯罪・事故から守る対策 | 12.5 | 26.2 | -13.7 | 14.1 | 27.7 | -13.6 |

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」

※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

3. 第1期計画の実施状況

〔1〕教育・保育（1～3号）

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。【計画書P3参照】

令和年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、認可保育所が26園あります。

量の確保状況に対する利用量の実績をみると、1号認定（満3歳以上、幼稚園・認定こども園〔幼稚園部〕）は平成30年度で79.5%、2号認定（満3歳以上、保育所・認定こども園〔幼稚園部〕）は103.4%、3号認定（満3歳未満、保育所・認定こども園〔保育部〕）は、0歳が113.4%、1・2歳が109.5%となっています。特に、2・3号認定は100%近く、もしくはそれを上回る状況が続いています。

【教育・保育（1～3号）の状況】

| | | 平成27年度 | | | | | 平成28年度 | | | | |
|----------|--------------|-----------------------|------------------------|-------|-------|-----------------------|------------------------|--------|-------|-----|-------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | | 認定こども園 | 保育所 | 0歳 | 1・2歳 | | 認定こども園 | 保育所 | 0歳 | 1・2歳 |
| | | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | 認可保育所 認定こども園（保育所部分） | | | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | 認可保育所 認定こども園（保育所部分） | | | | |
| 実績 | 利用量 | 1,585 | 1,829 | 397 | 1,130 | 1,584 | 1,839 | 399 | 1,144 | | |
| | 市内居住 | 1,569 | 239 | 1,569 | 395 | 1,117 | 1,570 | 241 | 1,589 | 395 | 1,128 |
| | 他市町村 | 16 | 2 | 19 | 2 | 13 | 14 | 0 | 9 | 4 | 16 |
| | 確保状況（人） | 1,585 | 1,805 | 428 | 1,142 | 2,054 | 1,849 | 382 | 1,090 | | |
| | 特定教育・保育施設 | 434 | 1,784 | 426 | 1,129 | 720 | 1,840 | 378 | 1,074 | | |
| | （確認を受けない幼稚園） | 1,135 | | | | 1,320 | | | | | |
| | 他市町村の子ども | 16 | 2 | 19 | 2 | 13 | 14 | 0 | 9 | 4 | 16 |
| 利用量/確保状況 | 100.0% | 101.3% | 92.8% | 98.9% | 77.1% | 99.5% | 104.5% | 105.0% | | | |

| | | 平成29年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|----------|--------------|-----------------------|------------------------|--------|-------|-----------------------|------------------------|--------|-------|-----|-------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | | 認定こども園 | 保育所 | 0歳 | 1・2歳 | | 認定こども園 | 保育所 | 0歳 | 1・2歳 |
| | | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | 認可保育所 認定こども園（保育所部分） | | | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | 認可保育所 認定こども園（保育所部分） | | | | |
| 実績 | 利用量 | 2,242 | 1,886 | 412 | 1,195 | 1,462 | 2,007 | 439 | 1,231 | | |
| | 市内居住 | 2,228 | 275 | 1,586 | 409 | 1,181 | 1,429 | 387 | 1,586 | 429 | 1,213 |
| | 他市町村 | 14 | 0 | 25 | 3 | 14 | 33 | 8 | 26 | 10 | 18 |
| | 確保状況（人） | 2,029 | 1,865 | 381 | 1,088 | 1,839 | 1,941 | 387 | 1,124 | | |
| | 特定教育・保育施設 | 890 | 1,840 | 378 | 1,074 | 1,006 | 1,907 | 377 | 1,106 | | |
| | （確認を受けない幼稚園） | 1,120 | | | | 800 | | | | | |
| | 他市町村の子ども | 19 | 0 | 25 | 3 | 14 | 33 | 8 | 26 | 10 | 18 |
| 利用量/確保状況 | 110.5% | 101.1% | 108.1% | 109.8% | 79.5% | 103.4% | 113.4% | 109.5% | | | |

| | | 平成31年度 令和元年度 (見込み) | | | | |
|----------|--------------|--------------------------|------------------------|--------|-------|-------|
| | | 1号 | 2号 | | 3号 | |
| | | | 認定こども園 | 保育所 | 0歳 | 1・2歳 |
| | | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | 認可保育所 認定こども園（保育所部分） | | | |
| 実績 | 利用量 | 1,445 | 1,936 | 425 | 1,269 | |
| | 市内居住 | 1,381 | 343 | 1,559 | 420 | 1,261 |
| | 他市町村 | 64 | 0 | 34 | 5 | 8 |
| | 確保状況（人） | 1,839 | 1,941 | 387 | 1,124 | |
| | 特定教育・保育施設 | 1,006 | 1,907 | 377 | 1,106 | |
| | （確認を受けない幼稚園） | 800 | | | | |
| | 他市町村の子ども | 33 | 8 | 26 | 10 | 18 |
| 利用量/確保状況 | 78.6% | 99.7% | 109.8% | 112.9% | | |

〔2〕地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において、保育を実施する事業です。

令和元年度現在、市内の保育所等 30 園中 27 園で実施しています。平成 30 年度に実施する園が増加したことにより、利用者は 931 人に増加しました。

【時間外保育の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人 | 768 | 647 | 798 | 931 | 1,544 |
| | 確保状況 | か所 | 20 | 20 | 20 | 27 | 27 |
| | | 人 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,620 | 1,620 |

②放課後健全育成事業

時間外保育事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、市内の 19 小学校区中 18 小学校区・19 施設で実施しています。平成 30 年度は 2,032 人が利用し、定員比は 80.3%となっています。

【放課後健全育成事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人 | 1,837 | 1,893 | 1,857 | 2,032 | 2,215 |
| | 確保状況(定員) | 人 | 2,503 | 2,543 | 2,513 | 2,532 | 2,692 |
| | 定員比 | % | 73.4% | 74.4% | 73.9% | 80.3% | 82.3% |

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、チャイルドステイ事業(ショートステイ・トワイライトステイ)として「鞍手乳児院」に委託して実施しています。

【子育て短期支援事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人日 | 20 | 1 | 8 | 1 | 12 |
| | 確保状況 | 人日 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。

令和元年度現在、市内4か所で実施しています。延べ利用量は増加傾向にあり、平成30年度には22,590人となっています。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人回 | 17,541 | 21,874 | 21,715 | 22,590 | 22,060 |
| | 確保状況 | 人回 | 17,541 | 21,874 | 21,715 | 22,590 | 22,060 |

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、幼稚園での預かり保育は、市内の幼稚園・認定こども園13園中12園が実施しています。実施か所数の増加の影響で、延べ利用量は増加傾向にあり、平成30年度は38,222人となっています。

保育所等での一時預かりは、令和元年度現在、市内の認可保育所等30園中14園で実施しています。平成30年度の延べ利用量は4,512人でした。

【一時預かり事業の実施状況】

| | | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------------------------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) | 利用量 | 人日 | 16,556 | 16,274 | 37,931 | 49,882 | 48,959 |
| | | 確保状況 | か所 | 4 | 4 | 7 | 11 | 12 |
| | 人日 | | 13,843 | 15,358 | 30,853 | 38,222 | 48,959 | |
| | 一時預かり事業(その他) | 利用量 | 人日 | 5,805 | 5,913 | 4,478 | 4,589 | 4,786 |
| | | 確保状況 | 人日 | 5,805 | 5,913 | 4,478 | 4,589 | 4,786 |
| | | 一時預かり事業(在園児対象型を除く) | か所 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | | ファミサポ(病児・緊急対応強化事業を除く) | 人日 | 5,589 | 5,766 | 4,254 | 4,512 | 4,700 |
| | | 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) | 人日 | 216 | 144 | 222 | 76 | 80 |
| | 人日 | 0 | 3 | 2 | 5 | 6 | | |

⑥病児保育事業

病児保育事業は、病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

令和元年度現在、委託施設1か所で実施しています。利用量は減少傾向にあり、平成30年度は152人となっています。

【病児保育事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 見込み量 | 人 | 303 | 235 | 199 | 152 | 200 |
| | 確保状況 | か所 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | | 人 | 349 | 295 | 307 | 291 | 200 |

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和元年度現在、NPO法人つどいの広場いづかに委託して実施しています。平成30年度は、延べ87人が就学児による利用でした。

【子育て援助活動支援事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人日 | 171 | 194 | 67 | 87 | 63 |
| | 確保状況 | 人日 | 171 | 194 | 67 | 87 | 63 |

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和元年度現在、子育て支援課と街なかひろばの計2か所で実施しています。

【利用者支援事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 確保状況 | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）をあわせて交付し、医療機関（福岡県医師会会員医療機関）での受診を勧奨しています。

【妊婦に対する健康診査の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量 | 人 | 13,795 | 13,725 | 13,778 | 12,513 | 13,500 |

⑩乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成30年度の訪問件数は778件でした。

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。平成30年度の訪問件数は161件でした。

【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

| | 区分 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 (見込み) |
|----|--------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------------------------|
| 実績 | 利用量① 乳児家庭全戸訪問事業 | 件 | 932 | 938 | 874 | 778 | 863 |
| | 利用量② 養育支援訪問事業 | 件 | 126 | 103 | 104 | 161 | 120 |

〔3〕 その他子ども・子育て支援事業に係る施策

第1期計画期間中に関係各課で推進してきた進捗管理対象となっている108事業について、達成度を評価しました（S～D評価※）。

全体では、108事業中86事業（79.6%）がA評価以上となっており、概ね高い達成度で事業を推進できています。

一方で、評価がC評価以下の事業は、3事業（2.8%）でした。該当事業は、「乳児院の設置」「離乳食教室」「休日等子育て支援事業」となっています。

【その他子ども・子育て支援事業に係る施策の達成度の状況（平成30年度）】

| 基本的視点 | 主要課題 | 達成度別 事業数 | | | | | 事業数 合計 | |
|--|---------------------------------|-------------------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|----|
| | | S評価 | A評価 | B評価 | C評価 | D評価 | | |
| 1 国の基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項」 | (1)産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | (2)児童虐待の防止 | 5 | 5 | 4 | 2 | 0 | 16 | |
| | (3)ひとり親家庭の自立支援の推進 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | |
| | (4)障がい児などの支援 | 4 | 11 | 3 | 0 | 0 | 18 | |
| | (5)「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | 計 | 9 | 21 | 10 | 2 | 0 | 42 | |
| 2 その他の関連施策〔本市独自項目〕 | 子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現 | (1)人権教育等 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| | | (2)思春期保健・青少年健全育成対策 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | (3)いじめ・不登校・非行等対策 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| | | (4)有害環境や犯罪から子どもを守る取組 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | 計 | 0 | 12 | 2 | 0 | 0 | 14 |
| | すべての子ども・子育て家庭の支援 | (1)子育てしやすい地域づくり(情報や交流の場の提供、地域人材の育成) | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | | (2)就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等 | 1 | 8 | 3 | 1 | 0 | 13 |
| | | (3)子どもの居場所や体験活動の場づくり | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | | (4)教育環境の整備 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | (5)その他の支援 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 計 | 3 | 22 | 4 | 2 | 0 | 31 | |
| | 質の高い教育・保育や子育て支援の提供 | (1)就学前の教育・保育の内容の充実 | 0 | 8 | 3 | 0 | 0 | 11 |
| | | (2)学校教育の内容の充実 | 0 | 14 | 2 | 0 | 0 | 16 |
| | | (3)子育てにやさしい生活環境づくり | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | 0 | 25 | 5 | 0 | 0 | 30 | | |
| 総計 | 全事業 | 12 | 80 | 21 | 4 | 0 | 117 | |
| | 全事業(重複する事業を除いた場合) | 8 (7.4%) | 78 (72.2%) | 19 (17.6%) | 3 (2.8%) | 0 (0.0%) | 108 (100%) | |

資料／子育て支援課

4. 飯塚市の今後の課題の整理

〔1〕少子化の進行

第1期計画期間中（平成27～令和元年度）の人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、それに伴って少子化が進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産み、育てやすい環境づくり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

〔2〕教育・保育事業、地域子育て支援事業の適切な給付

ニーズ調査結果から、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭の割合が平成25年度調査と比較して増加していることがわかりました。このような就労状況の変化は、保育ニーズの増大させる可能性があります。

第1期計画では、中間年度である平成29年度に、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について見直しを行った経緯があります。（見直しを実施した事業：教育・保育、一時預かり事業、利用者支援事業）

さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

このような状況を踏まえて第2期計画では、第1期計画期間中の利用実績や今後の人口推計をもとに、過不足なく事業を提供できるように、適切に量を見込む必要があります。

〔3〕教育・保育事業、地域子育て支援事業の質の向上

各種事業の利用量を適切に見込み、ニーズに対して過不足なく事業を提供するだけでなく、各種事業の提供内容の質の向上を図ることも重要です。しかし、教育・保育施設等に対して、教育や保育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。

事業の量的確保・質的向上の両面の核となるのは人材であることから、幼児教育や保育に関する専門的知見や豊富な実践経験を有する者を配置し、訪問指導を行うなどして事業の質の更なる向上を図る体制の構築、また、幼稚園教諭や保育士等の人員確保対策も重要な課題であるといえます。

〔4〕ひとり親世帯の支援

本市のひとり親世帯は、平成22年から平成27年にかけて約6,000世帯でほぼ横ばいに推移していますが、市の全世帯の約1割を占めています。

現在、市では市営住宅への優先入居をはじめ、自立支援や日常生活支援、医療費助成、放課後児童クラブの利用料減免などを実施しています。

今後も、幅広い問題に対処するために、自立支援員や生活支援員の質の向上を図っていく必要があります。

〔5〕 経済的支援の充実

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てのための経済的支援」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「子育てのための経済的支援の充実」の割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに過半数を超えて高くなっています。

家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、ニーズに応じた経済的支援措置を検討していく必要があります。

〔6〕 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツをしたりする場や機会の充実」の割合が小学生保護者で特に高く、半数近くとなっています。

第2期計画では、乳幼児の親子や小学生同士が集える居場所づくり・遊び場づくり、文化芸術の鑑賞や自然体験・スポーツ大会等の機会提供などを推進していく必要があります。

〔7〕 子どもを犯罪・事故から守る対策

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「子どもを犯罪・事故から守る対策」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が小学生保護者で特に高く、過半数を超えて高くなっています。

第2期計画では、地域全体で子どもを見守り、虐待やその他犯罪被害を未然に防ぐ環境の整備や、危険な道路の把握・安全な道路環境の整備を推進していく必要があります。



第3章

計画の基本理念と基本的視点

第3章 計画の基本理念と基本的視点

1. 計画の基本理念

【計画の基本理念】

みんなでつくる
すべての子どもが笑顔で暮らせるまち
いいつか

本計画では、第1期飯塚市子ども・子育て支援事業の基本理念である「みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいつか」を継承します。そして、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、飯塚市が子育てしやすいまちとして若者や子育て世代に選ばれていくために、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、その際、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識として、保護者が子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することができる子ども・子育て支援をめざします。そのためには、家庭その他の場において、乳児期の愛着形成や幼児期的人格形成の基礎作りといった子どもの育ちや、子育ての意義について理解が深められ、かつ、保護者が子どもの成長や子育てに伴う喜びが実感できる支援を進めます。さらに次代を担う子どもたちへの最善の利益を保障しながら、子ども一人ひとりが地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できるための支援を進めます。

また、このような基本理念に基づき、子育てしやすいまちを作ることは、これから結婚や出産、子育てを行う世代にとって魅力あるまちを作ることに繋がります。これは今後も人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる本市において、若者の定住促進のための取組として非常に重要です。本計画はこのような市全体の活性化対策としての側面も有する計画として、推進していきます。

2. 計画の基本的視点

〔1〕子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現をめざします

子ども・子育て支援新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としています。この新制度の理念も踏まえつつ、本市のすべての子どもが、その人権を尊重されるとともに、一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、子どもの成長が日々の生活の励みになり、保護者ととともにすべての子どもが笑顔で暮らせるような子育て支援のまちをめざします。

〔2〕すべての子ども・子育て家庭を支援します

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。

〔3〕社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援を提供していきます

新制度により、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わります。新制度下においても、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

〔4〕「仕事と生活の調和」の実現に向けて取り組みます

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県や企業等と連携しながら、長時間労働の是正、男性の育児休業の取得促進などの働き方の見直しをはじめとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する広報啓発など、地域の実情に応じた取り組み、男性の子育てへの関わりの支援・促進を推進します。

第4章

幼児期の教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

〔1〕教育・保育提供区域について

幼児期の教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

〔2〕本市における教育・保育提供区域

本市は市内全域を30分程度で移動できるなどの地域の特性を勘案し、教育・保育等をはじめとした主要事業について、「市全域」を提供区域とします。

放課後児童健全育成事業については、現在の児童クラブの状況や、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

「地域子育て支援拠点事業」と、新たに創設される「利用者支援事業」については、保護者が身近な地域で子育てに係る情報提供や相談等を行えるよう、現在の地域子育て支援センター等の配置状況等を勘案して、5地区をブロックとして、提供区域とします。

【提供区域の設定】

| 事業名 | | 提供区域 | | |
|---------------|------------------------|------|-------------|------|
| | | 全市 | ブロック (※) | 小学校区 |
| 教育・保育 | | 【PO】 | | |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 時間外保育事業 | 【PO】 | | |
| | 放課後児童健全育成事業 | 【PO】 | | |
| | 子育て短期支援事業 | 【PO】 | | |
| | 地域子育て支援拠点事業 | 【PO】 | | |
| | 一時預かり事業 | 【PO】 | | |
| | 病児保育事業 | 【PO】 | | |
| | 子育て援助活動支援事業 | 【PO】 | | |
| | 利用者支援事業 | 【PO】 | | |
| | 妊婦に対する健康診査 | 【PO】 | | |
| | 乳児家庭全戸訪問事業 | 【PO】 | | |
| | 養育支援訪問事業 | 【PO】 | | |
| | 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 | 【PO】 | | |
| | 多様な主体が参画することを促進するための事業 | 【PO】 | | |

(※) ブロック：飯塚地区・穂波地区・筑穂地区・庄内地区・額田地区

2. 教育・保育（1～3号）

提供区域：全市

【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。
- ・令和元年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、認可保育所が26園あります。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の確保方策】

- ・3号認定の利用ニーズは現在の受入可能見込数を上回っており、計画年度当初は供給不足が見込まれます。このため、2号認定（保育）も含めた保育ニーズに対応できる供給基盤を確保するため、認定こども園や認可保育所の分園などの施設整備、及び定員の見直しを進め、令和〇年度には3号認定の供給不足が解消できるよう努めます。

※次頁以降の「量の見込みと確保の内容」参照

- ・なお、国の指針により本計画の必須記載事項とされている3号認定における保育利用率（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）については、次頁以降に示す年度ごとの「量の見込みと確保の内容」から以下のとおりとなります。

【3号認定における保育利用率】

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 推計人口（0～2歳）【ア】 | | | | | |
| 3号認定の利用定員数（※）【イ】 | | | | | |
| 保育利用率【イ／ア】 | | | | | |

※次頁以降の「量の見込みと確保の内容」中の確保方策B・Cの合計値

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策
2. 教育・保育（1～3号）

【量の見込みと確保の内容】

| 年度 認定区分 | 平成30年度（実績） | | | |
|---------------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|----|
| | 1号 | 2号 | | 3号 |
| | | 幼児期の教育 の利用希望が 強い | それ以外 | 0歳 |
| | 幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分） | | 認可保育所・ 認定こども園（保育所部分） | |
| 実績 （教育：5月1日現在、 保育：4月1日現在） | | | | |
| （他市町村の子ども） | | | | |

| 令和2年度 | | | | |
|---------------|---------------------------------|--|--|--|
| 量の見込み | 市内居住の子ども | | | |
| | （他市町村の子ども） | | | |
| | 計【A】 | | | |
| 確保方策 （既存分） | 特定教育・保育施設 （確認を受けない幼稚園） | | | |
| | （他市町村の子ども） | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | |
| | 計【B】 | | | |
| | 差【B-A】 | | | |
| （整備分） | 特定教育・保育施設 （施設整備・定員増等） 【C】 | | | |
| | 差【B+C-A】 | | | |

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策
2. 教育・保育（1～3号）

| 令和3年度 | | | | | |
|-------|---------------------------------|--------------|--|--|--|
| 量の見込み | 市内居住の子ども | | | | |
| | (他市町村の子ども) | | | | |
| | 計【A】 | | | | |
| 確保方策 | (既存分) | 特定教育・保育施設 | | | |
| | | (確認を受けない幼稚園) | | | |
| | | (他市町村の子ども) | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | |
| | 計【B】 | | | | |
| | 差【B-A】 | | | | |
| (整備分) | 特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】 | | | | |
| | 差【B+C-A】 | | | | |

※令和3～6年度の量の見込みの「他市町村の子ども」と、確保方策（既存分）の「特定教育・保育施設」中の市外施設の市町村別内訳数は、令和2年度と同様と想定しているため記載を省略している。

| 令和4年度 | | | | | |
|-------|---------------------------------|--------------|--|--|--|
| 量の見込み | 市内居住の子ども | | | | |
| | (他市町村の子ども) | | | | |
| | 計【A】 | | | | |
| 確保方策 | (既存分) | 特定教育・保育施設 | | | |
| | | (確認を受けない幼稚園) | | | |
| | | (他市町村の子ども) | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | |
| | 計【B】 | | | | |
| | 差【B-A】 | | | | |
| (整備分) | 特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】 | | | | |
| | 差【B+C-A】 | | | | |

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策
2. 教育・保育（1～3号）

| 令和5年度 | | | | | |
|-------|---------------------------------|--------------|--|--|--|
| 量の見込み | 市内居住の子ども | | | | |
| | (他市町村の子ども) | | | | |
| | 計【A】 | | | | |
| 確保方策 | (既存分) | 特定教育・保育施設 | | | |
| | | (確認を受けない幼稚園) | | | |
| | | (他市町村の子ども) | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | |
| | 計【B】 | | | | |
| | 差【B-A】 | | | | |
| (整備分) | 特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】 | | | | |
| | 差【B+C-A】 | | | | |

| 令和6年度 | | | | | |
|-------|---------------------------------|--------------|--|--|--|
| 量の見込み | 市内居住の子ども | | | | |
| | (他市町村の子ども) | | | | |
| | 計【A】 | | | | |
| 確保方策 | (既存分) | 特定教育・保育施設 | | | |
| | | (確認を受けない幼稚園) | | | |
| | | (他市町村の子ども) | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | |
| | 計【B】 | | | | |
| | 差【B-A】 | | | | |
| (整備分) | 特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】 | | | | |
| | 差【B+C-A】 | | | | |

3. 地域子ども・子育て支援事業

〔1〕時間外保育事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において、保育を実施する事業です。
- ・ 令和元年度現在、市内の保育所等 30 園中 27 園で実施しています（延長保育事業／最長 19 時 30 分まで）。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差 (②-①) | | | | | | |

※平成 27 年度以降の確保の内容は年間最大利用可能数

【量の確保方策】

- ・

〔2〕放課後児童健全育成事業 **提供区域：小学校区**

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- ・令和元年度現在、市内 19 小学校区中 18 小学校区・19 施設で実施しています（八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応）。

《市全体》

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※確保の内容の人数は児童クラブ定員数（以下、同じ）

【量の確保方策】

- ・放課後児童健全育成事業の提供区域を小学校区単位とし、校区ごとに量の見込みと確保方策を定めます（次頁以降参照）。
- ・量の確保方策については、計画年度内に小中一貫校による統合を行う3区域（幸袋/目尾、蓮台寺/潤野、平恒/楽市）においては小中一貫校開校とあわせて開設される児童センター（館）で新たに対応していきます。その他の校区では、小学校の余裕教室の借用や児童クラブ室の増築等により利用ニーズに対応できる定員の確保に努めます。
- ・児童福祉法の改正に対応し、平成27年度から利用対象を小学校6年生までに拡大して実施します。
- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量は、53児童クラブと設定します。

【放課後子ども教室との連携】

- ・平成30年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携での実施の推進を目指しています。本市でも、児童クラブがあるすべての小学校区で、余裕教室等を活用しつつ、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的、または連携して実施します。

《提供区域（小学校区）別》

1 伊岐須 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| 二瀬 | | | | | | |
| 伊岐須 | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 二瀬 | | | | | | |
| 伊岐須 | | | | | | |
| 差（②－①） | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、二瀬児童クラブは定員 120 人（集会室〇室、指導員〇人）、伊岐須児童クラブ定員 120 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

2 幸袋 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差（②－①） | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員 180 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

3 立岩 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員 265 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

4 飯塚東 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、210 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

5 飯塚 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員 111 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業

6 菰田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 75 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

7 鯉田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 104 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

8 片島 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 170 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

9 飯塚鎮西 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員220人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

10 庄内 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員216人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

11 穎田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員95人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

3. 地域子ども・子育て支援事業

12 上穂波 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員100人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

13 大分 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員65人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

14 内野 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員32人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

15 穂波東 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 255 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

16 若菜 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 164 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

17 椋本 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員 135 人（集会室〇室、指導員〇人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業

18 高田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員55人(集会室〇室、指導員〇人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

〔3〕 子育て短期支援事業（ショートステイ） 提供区域：全市

【事業内容】

- ・保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
- ・令和年度現在、チャイルドステイ事業（ショートステイ・トワイライトステイ）として「鞍手乳児院」に委託して実施しています（定員30人、実施体制35人）。平成30年度の利用は1人日に留まっています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差（②－①） | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・現在の委託施設1か所（鞍手乳児院）の定員及び実施体制の維持に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業

〔4〕地域子育て支援拠点事業 **提供区域：ブロック**

【事業内容】

- ・親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。
- ・令和元年度現在、市内4か所で実施しています（地域子育て支援センター3か所、街なかひろば1か所）。

《市全体》

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・地域子育て支援拠点事業の提供区域をブロック単位とし、ブロックごとに量の見込みと確保方策を定めます。
- ・量の確保方策については、令和〇年度を目途に穂波ブロックに1か所開設して、市内5か所（各ブロックごと1か所）での実施とし、低年齢児に留まらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

《提供区域（ブロック区）別》

1 飯塚 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・飯塚ブロックには、現在「街なか子育てひろば」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

2 穂波 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・穂波ブロックには、現在、地域子育て支援拠点事業の実施拠点がありません。令和〇年度を目途に穂波ブロックに移設し、ニーズに対応していきます。

3 筑穂 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・筑穂ブロックでは、現在、「筑穂子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

4 庄内 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・庄内ブロックでは、現在、「庄内子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

5 穎田 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・穎田ブロックでは、現在、「穎田子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

〔5〕一時預かり事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイでの一時預かり）」に分けて算出することとされています。

1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・預かり保育は、令和元年度現在、市内の幼稚園・認定こども園 **13園中12園**が実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| 1号認定による利用 | | | | | | |
| 2号認定による利用 | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

※確保の内容の12園は幼稚園5園・認定こども園7園

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（幼稚園・認定こども園 **12園**）を維持し、利用ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

3. 地域子ども・子育て支援事業

2 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業での一時預かり、トワイライトステイなどによる一時預かり事業です。
- ・保育所等での一時預かりは、令和元年度現在、市内の認可保育所等 30 園中 16 園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 一時預かり事業 (在園児対象型を除く) | | (最大利用可能数 人日) | (最大利用可能数 人日) | (最大利用可能数 人日) | (最大利用可能数 人日) | (最大利用可能数 人日) |
| 子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応強 化事業を除く) | | | | | | |
| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※令和元年度以降の一時預かり事業の確保の内容(最大利用可能数)

【量の確保方策】

・。

〔6〕 病児保育事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・ 病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・ 令和元年度現在、市内1か所（定員合計〇人）の医療機関に委託して実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

【量の確保方策】

- ・ 。

〔7〕 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6-11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理していません。
- ・令和元年度現在、NPO法人つどいの広場いいづかに委託して実施しています。平成30年度は、延べ87人が就学児による利用でした。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差（②-①） | | | | | | |

※①量の見込み＝②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・就学児の利用については今後も現在と同程度の利用を想定しており、委託先（NPO法人つどいの広場いいづか）と連携して、就学前児童も含め利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

〔8〕利用者支援事業 **提供区域：全体**

【事業内容】

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<事業の概要>

| | | |
|-----------------|----------|---|
| 主な事業 | 総合的な利用支援 | 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」 |
| | 地域連携 | 子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等 |
| 類型 (いずれかを選択) | 基本型 | 「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用(例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」) |
| | 特定型 | 主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす(例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」) |

【量の見込みと確保の内容】

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み (=②確保の内容) | 全体 | | | | | | |

【量の確保方策】

- 街なか子育てひろば(基本型)と市役所子育て支援課(特定型)の2か所において実施します。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策
 3. 地域子ども・子育て支援事業

〔9〕妊婦に対する健康診査 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ・本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）をあわせて交付し、医療機関（福岡県医師会会員医療機関）での受診を勧奨しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・今後も母子健康手帳交付時の健診補助券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

〔10〕乳児家庭全戸訪問事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- ・本市では、平成23年4月から「赤ちゃんすくすく元気訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

〔11〕 養育支援訪問事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・本市では、平成23年8月から「赤ちゃんすくすく元気訪問事業（養育支援訪問事業）」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

| | 平成 30年度 (実績) | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | | | | | | |
| ②確保の内容 | | | | | | |
| 差(②-①) | | | | | | |

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・対象乳幼児のいる家庭・若年出産等養育支援が必要な家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

〔12〕 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

〔13〕多様な主体が参画することを促進するための事業 提供区域：全市

【事業内容】

- ・教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
 - ・今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

4. 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

〔1〕認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

本市では、特に0～2歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されることから、福岡県子育て応援基金を活用し、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

また、新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど、私立幼稚園や認定こども園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

〔2〕質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、私立保育所・幼稚園の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、安定した継続的な保育・教育を提供するために幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善に努めます。

〔3〕認定こども園、幼稚園、保育所と小学校、関係機関等との連携の推進

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、放課後児童クラブなどの関係機関との連携が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関する認定こども園・幼稚園・保育所と小学校、関係機関との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組んでいます。今後もこのような取組を継続して実施し、保幼小及び児童クラブなどの関係機関との連携を推進していきます。



第5章

その他の子ども・子育て支援に係る施策

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

《第5章の構成と見方》

■第5章－1～5（国の基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項）及び、第5章－8（本市独自項目〔飯塚市次世代育成支援対策行動計画後期計画から継承する施策やその他関連施策〕）については、分野ごとに関連する具体的事業を表形式で掲載しています。

■具体的事業のうち、表中の「進捗管理」に「○」を付けたものは、その実績や進捗を把握することによって、本計画の進捗状況を点検・評価していく事業として考えているものです。

1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

これらの取組にあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------|---------------|-----|------|
| 1 | 利用者支援事業 | 【第4章-3-【8】参照】 | | |

2. 児童虐待の防止

〔1〕関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童連絡協議会」を設置しており、今後も、代表者会議・専門部会・実務者会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

相談体制については、家庭児童相談員が、子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めることとされました。本市においても、令和4年度までの設置に向けて整備を進めます。

〔2〕虐待の発生予防と早期発見・対応

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため講演会開催や街頭啓発に取り組むとともに、虐待の発生予防や早期発見等のため、病院、児童委員やNPO、ボランティア等の地域の関係団体との連携強化を図ります。

〔3〕社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

母子生活支援施設については、母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができることから、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する児童養護施設などの社会的養護に関わる地域資源を地域の子育て支援に有効に活用するため、これらの関連施設との連携強化に努めます。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
2. 児童虐待の防止

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------|------------|-----|------|
| 2 | 乳児院の設置 | | | |
| 3 | 家庭児童相談 | | | |
| 4 | 飯塚市要保護児童連絡協議会 | | | |
| 5 | 要保護児童援護の実施 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

2. 児童虐待の防止

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------------------|------------|-----|------|
| 6 | 子ども家庭総合支援拠点事業 | | | |
| 7 | 母子健康手帳交付 | | | |
| 8 | 乳幼児健康診査 | | | |
| 9 | 新生児訪問指導・妊産婦訪問指導・乳幼児訪問指導 | | | |
| 10 | 予防接種 | | | |
| 11 | 電話健康相談 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
2. 児童虐待の防止

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|------------------|-----|------|
| 12 | 健康育児の相談 | | | |
| 13 | 出産子育て事業 | | | |
| 14 | 離乳食教室 | | | |
| 15 | 育児相談 | | | |
| 16 | 産前・産後生活支援事業 | | | |
| 17 | 里親制度の普及・啓発 (県事業) | | | |
| 18 | 子育て短期支援事業 | 【第4章-3- [3] 参照】 | | |
| 19 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 【第4章-3- [10] 参照】 | | |
| 20 | 養育支援訪問事業 | 【第4章-3- [11] 参照】 | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

3. ひとり親家庭の自立支援の推進

3. ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の自立支援については、保育や、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、**県が策定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」**等も踏まえつつ、自立支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組めます。

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|----------------|------------|-----|------|
| 21 | 市営住宅への優先入居 | | | |
| 22 | 母子生活支援施設への入所措置 | | | |
| 23 | 母子自立支援 | | | |
| 24 | 母子家庭等日常生活支援事業 | | | |
| 25 | 母子寡婦福祉会の育成 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
3. ひとり親家庭の自立支援の推進

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|----------------------|------------|-----|------|
| 26 | 児童扶養手当 | | | |
| 27 | 母子・父子、寡婦福祉資金の活用（県事業） | | | |
| 28 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | | | |
| 29 | 児童クラブの利用料の減免 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

4. 障がい児などの支援

4. 障がい児などの支援

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「第3期飯塚市障がい者計画」（計画期間：平成26～令和5年度）に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化や職員体制の充実・資質向上や、乳幼児育成指導事業による受け入れ後のフォロー体制の充実などに取り組みます。あわせて、放課後児童健全育成事業についても障がい児の受け入れや配慮に努めます。

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------|---------------|-----|------|
| 30 | 要観察幼児への対応 | | | |
| 31 | 妊婦に対する健康診査 | 【第4章-3-[9]参照】 | | |
| (再掲) | 乳幼児健康診査 | 【再掲No.8】 | | |
| 32 | 母親学級 | | | |
| 33 | 両親学級 | | | |
| 34 | 育成指導事業（個別） | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
4. 障がい児などの支援

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---|----------------------------------|-----|------|
| 35 | 育成指導事業 (集団) | | | |
| 36 | 育成指導事業 (巡回相談) | | | |
| 37 | 訪問指導 | | | |
| 38 | 児童発達支援センター等との連携 | | | |
| (再掲) | 家庭児童相談 | 【再掲No.3】 | | |
| 39 | 赤ちゃんすくすく元気訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業) | 【第4章-3-[10]参照】 【第4章-3-[11]参照】 | | |
| 40 | 障がい児保育事業 | | | |
| 41 | 地域子育て支援拠点事業 | 【第4章-3-[4]参照】 | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

4. 障がい児などの支援

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------------|------------|-----|------|
| 42 | 障がい児通所支援事業 | | | |
| 43 | 就学相談事業 | | | |
| 44 | 特別支援学級の設置 | | | |
| 45 | 特別支援教育サポート事業 | | | |
| 46 | 特別支援学級就学奨励 | | | |
| 47 | 各種教育相談 | | | |
| 48 | 児童の発達に関する巡回相談・支援事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
4. 障がい児などの支援

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|----------------------|------------|-----|------|
| 49 | 児童クラブへの障がい児の受け入れ | | | |
| 50 | 特別児童扶養手当（県事業） | | | |
| 51 | 障がい児福祉手当 | | | |
| 52 | 相談窓口や各種サービス等に関する情報提供 | | | |
| 53 | 重度障がい者医療費助成事業 | | | |
| 54 | 療育講座 | | | |
| 55 | 主に障がい児を対象とした相談窓口の設置 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

4. 障がい児などの支援

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|------------------|--------------------------|------------|-----|------|
| 56 ※障がい福祉計画より | 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | | | |
| 57 | 居宅介護（ホームヘルプ） | | | |
| 58 | 短期入所（ショートステイ） | | | |
| 59 | 日中一時支援事業 | | | |
| 60 | ふれあいサマースクーリング | | | |
| 61 | あすなるキャンプ | | | |
| 62 | さわやかスポーツ大会 | | | |
| 63 | サン・アビリティーズいづかの屋内プールの活用 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
4. 障がい児などの支援

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-----------------|------------|-----|------|
| 64 | 障がい者週間を活用した啓発事業 | | | |

5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、「第2次飯塚市男女共同参画プラン」（計画期間：平成29～38年度）等に基づき、男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりとして、安心して子どもを産み育て、家庭としての責任を分かち合うことや男性の家庭や地域への参画、長時間労働の是正等の働き方の見直し、そして男女が共に育児休業等を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進いたします。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育所や認定こども園での保育や、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|------------------|---------------------------|------------|-----|------|
| 65 ※男女参画プランより | ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 | | | |
| 66 | 職業相談の活用促進 | | | |
| 67 | 育児休業制度などの普及・促進 | | | |
| 68 | 労働時間短縮の促進 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------------------|---------------|-----|------|
| 69 | 多様な勤務形態の導入 | | | |
| 70 | 男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催 | | | |
| 71 | 一般事業主行動計画に関する情報提供 | | | |
| 72 | 病児保育事業 | 【第4章-3-[6]参照】 | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

6. 幼児教育・保育の質の向上 7. 外国につながる幼児の支援

6. 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度開始後、わが国では教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められていますが、教育・保育施設等に対して、教育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。また、保育者の資質の維持・向上は、教育・保育施設等においても重要と認識されていますが、園外や遠方での研修への参加に当たり、必要経費の確保や代替職員の確保などの課題を抱えています。

このため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する者を配置し、幼児教育の質の更なる向上を図る体制を構築することを目指します。

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------------|------------|-----|------|
| 72 | 幼児教育アドバイザーの育成・配置 | | | |

7. 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、本市における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。

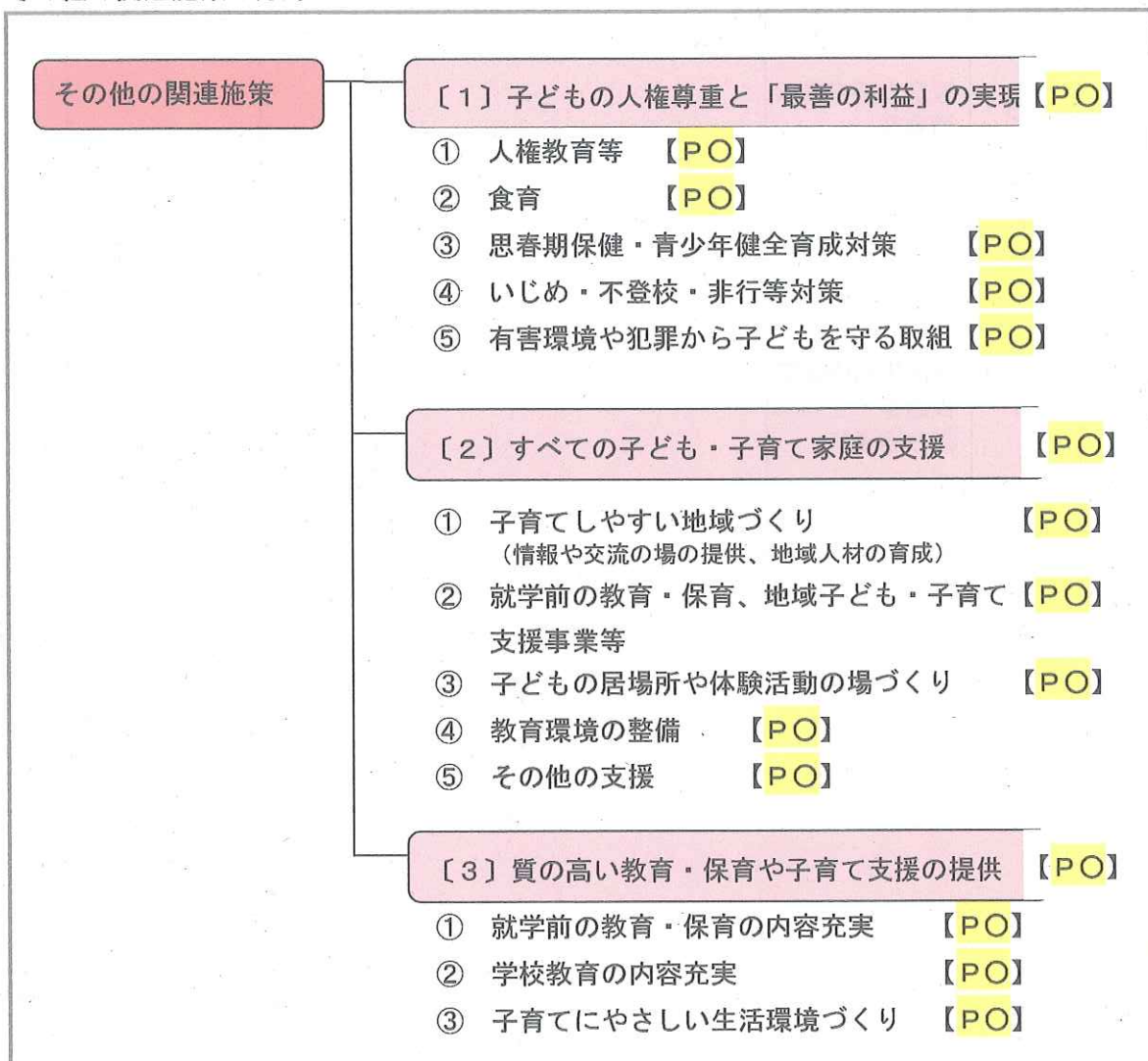
【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------------------|------------|-----|------|
| 74 | 外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等 | | | |
| 75 | 外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援 | | | |

8. その他の関連施策

第4章及び第5章1～7に示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として記載が必要な施策以外に、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22～26年度）から継承する施策やその他関連施策について、本計画の基本的視点に準拠しつつ、以下の3分野ごとに整理し、推進していきます。

《その他の関連施策の分野》



〔1〕子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現

①人権教育等

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|------------|-----|------|
| 76 | 家庭支援推進保育事業 | | | |
| 77 | 庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|----------------------|------------|-----|------|
| 78 | 人権・同和教育推進事業 | | | |
| 79 | 情報モラル教育の推進 | | | |
| 80 | 情報モラル向上のための保護者への啓発推進 | | | |

②食育

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|------------|-----|------|
| 81 | 食育事業 | | | |
| 82 | 保育所・幼稚園・こども園での食育の推進 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------|------------|-----|------|
| 83 | 学校給食 | | | |

③思春期保健・青少年健全育成対策

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------------|------------|-----|------|
| 84 | 薬物乱用防止の啓発 | | | |
| 85 | ニス・シンナー等取扱店の管理協力要請 | | | |
| 86 | ふくおか体カアップ推進事業（県事業） | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------|------------|-----|------|
| 87 | 青少年健全育成会の育成 | | | |
| 88 | 子どもの健全育成支援事業 | | | |

④いじめ・不登校・非行等対策

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|------------|-----|------|
| 89 | 教育相談事業 (電話相談を含む) | | | |
| 90 | スクールカウンセラー等配置事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------------------|------------|-----|------|
| 91 | 適応指導教室 (小・中学生対象) | | | |
| 92 | いじめ・不登校 問題連絡協議会 | | | |
| 93 | 非行等に関する 情報提供 | | | |
| 94 | 非行の早期発 見・早期指導の 実施 | | | |
| 95 | 飯塚市青少年問 題協議会 | | | |

⑤有害環境や犯罪から子どもを守る取組

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|------------|-----|------|
| 96 | 白ポストの設置による有害図書回収 | | | |
| 97 | 有害図書等の調査 | | | |
| 98 | 「こども110番の家」設置 | | | |
| 99 | 子どもへの暴力防止等のプログラムの活用 | | | |

〔2〕すべての子ども・子育て家庭の支援

①子育てしやすい地域づくり（情報や交流の場の提供、地域人材の育成）

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------------------------------|------------|-----|------|
| 100 | つどいの広場い いづか | | | |
| 101 | 子育て世代包括 支援センター （母子保健型） 事業 | | | |
| 102 | 地域における子 育て支援事業 （子育て講座） | | | |
| 103 | 公立保育所・こ ども園における 園庭開放 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-----------------------|------------|-----|------|
| 104 | 子育て支援サービス等に関する情報提供等 | | | |
| (再掲) | 外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等 | | | |
| 105 | 子育て支援ガイドブック作成事業 | | | |
| 106 | 家庭教育パンフレット等による啓発 | | | |
| 107 | 保護者懇談会 (家庭教育の啓発) | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|----------------|------------|-----|------|
| 108 | 子育てに関する意識啓発 | | | |
| 109 | ボランティアネットワーク事業 | | | |

②就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------|-----------------|-----|------|
| 110 | 時間外保育事業 | 【第4章-3- [1] 参照】 | | |
| 111 | 放課後児童健全育成事業 | 【第4章-3- [2] 参照】 | | |
| 112 | 子育て短期支援事業 | 【第4章-3- [3] 参照】 | | |
| 113 | 地域子育て支援拠点事業 | 【第4章-3- [4] 参照】 | | |
| 114 | 一時預かり事業 | 【第4章-3- [5] 参照】 | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|---------------------|---------------|-----|------|
| 115 | 病児保育事業 | 【第4章-3-[6]参照】 | | ○ |
| 116 | 子育て援助活動支援事業 | 【第4章-3-[7]参照】 | | ○ |
| 117 | 妊婦に対する健康診査 | 【第4章-3-[9]参照】 | | ○ |
| 118 | 休日保育事業 | | | |
| 119 | 広域入所(保育所・こども園) | | | |
| 120 | 飯塚市私立幼稚園就園奨励費補助金 | | | |
| 121 | 保育所・幼稚園・こども園と小学校の連携 | | | |
| 122 | 休日等子育て支援事業 | | | |

③子どもの居場所や体験活動の場づくり

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-----------------|------------|-----|------|
| 123 | 児童センター (児童館) | | | |
| 124 | 放課後子ども教室推進事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-----------------|------------|-----|------|
| 125 | 「アンビシャス広場」の活動支援 | | | |
| 126 | 飯塚市少年の船 | | | |
| 127 | ブックスタート事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------------|------------|-----|------|
| 128 | 図書館の子育て支援事業 | | | |
| 129 | 図書館での各種講座やおはなし会等 | | | |
| 130 | 子どもの読書活動推進 | | | |
| 131 | プレーパーク事業 | | | |
| 132 | 自然体験活動(小・中学校) | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------------------|------------|-----|------|
| 133 | 穂波青少年野営 訓練所「不便の 家」 | | | |
| 134 | 自主文化事業 | | | |
| 135 | 新・放課後子ど も総合プラン | | | |

④教育環境の整備

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------|------------|-----|------|
| 136 | 学校評議員制度 | | | |
| 137 | 通学区域の弾力的運用 | | | |
| 138 | 危機管理マニュアルの作成 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

⑤その他の支援

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|------------|------------|-----|------|
| 139 | 小児医療の充実 | | | |
| 140 | 子ども医療費助成事業 | | | |
| 141 | 児童手当 | | | |
| (再掲) | 乳児院の設置 | 【再掲No.2】 | | |

〔3〕質の高い教育・保育や子育て支援の提供

①就学前の教育・保育の内容充実

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-----------------------|------------|-----|------|
| 142 | 保育所体験事業 | | | |
| 143 | 公立保育所運営事業 | | | |
| 144 | 公立こども園運営事業 | | | |
| 145 | 民間保育サービスの活用 | | | |
| 146 | 大学と連携したアクションプログラム促進事業 | | | |
| 147 | 保育士確保事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------------------|------------|-----|------|
| 148 | 私立保育所運営改善事業 | | | |
| 149 | 幼児教育の研究(公立こども園) | | | |
| 150 | 飯塚市私立幼稚園連盟研修補助金 | | | |
| 151 | 新制度未移行幼稚園における副食費の補足給付事業 | | | |
| 152 | 公立保育所・こども園の施設整備 | | | |
| 153 | 私立保育所・こども園の施設整備 | | | |

②学校教育の内容充実

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------|------------|-----|------|
| 154 | ピア・サポート事業 | | | |
| 155 | 総合的な学習時間の推進 | | | |
| 156 | 研究委嘱事業 | | | |
| 157 | 小中一貫教育研究事業 | | | |
| 158 | 中学校国際教育関連事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------------------|------------|-----|------|
| 159 | 小学校国際教育 関連事業 | | | |
| 160 | 学校での読書活 動（朝の読書 等） | | | |
| 161 | キャリア教育推 進事業 | | | |
| 162 | 個々に応じた多 様な指導方法の 充実 | | | |
| 163 | 学力テストの実 施 | | | |
| 164 | 体験交流会 | | | |
| 165 | 運動部活動への 外部指導者の活 用 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------------------|------------|-----|------|
| 166 | スクールバスの運行 | | | |
| 167 | 地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進 | | | |
| 168 | 文化・芸術ふれあい事業 | | | |

③子育てにやさしい生活環境づくり

【具体的事業】

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|-------------|------------|-----|------|
| 169 | 公園、児童遊園整備事業 | | | |
| 170 | 赤ちゃんの駅推進事業 | | | |

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策
8. その他の関連施策

| 事業No. | 事業の名称 | 事業内容と今後の方針 | 所管課 | 進捗管理 |
|-------|--------------|------------|-----|------|
| 171 | 通行等に安全な歩道の整備 | | | |



資料編

計画策定の経緯

| 年度 | 期 日 | 主 な 内 容 |
|-----------------------|-------------------|--|
| 平成 30 年 度 | 平成30年 8月27日 | 飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第1回） ○子ども・子育て支援事業計画に係る事業の進捗状況報告について |
| | 10月17日 | 飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第2回） ○次期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う会議スケジュールについて ○アンケート調査票案の意見聴取について ○私立保育所の新設について |
| | 11月9日 | 飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第3回） ○アンケート調査票案の修正について ○私立保育所の新設について |
| | 11月30日 ～ 1月20日 | ニーズ調査の実施 |
| | 平成31年 1月30日 | 飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第4回） ○私立保育所の新設について |
| | 3月27日 | 飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第5回） ○飯塚市子育てに関するアンケート調査報告書について ○飯塚市子ども・子育て支援事業計画策定について |
| 令 和 元 年 度 | 5月30日 | 飯塚市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式 飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第1回） ○会長・副会長選出 ○次期子ども・子育て支援事業計画について |
| | 7月24日 | 飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第2回） ○子ども・子育て支援事業計画に係る事業の進捗状況報告について ○子ども・子育て支援事業計画策定について |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 年度 | 期日 | 主な内容 |
|-------|----|------|
| 令和元年度 | | |
| | | |
| | | |

飯塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、飯塚市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市子育て支援に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子育て関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議は、第2条第1項各号に掲げる事項で専門的に検討する必要があるときは、

専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の委員は、15人以内とし、委員の互選により定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長は子育て会議の会長をもって充て、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(H29—8—改)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部飯塚市次世代育成施策推進委員会の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例第3条第2項の規定により子育て会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、子育て会議の委員とみなされる者(この者が欠けた場合における補欠の委員を含む。)の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成29年3月28日 条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飯塚市子ども・子育て会議委員名簿

| 区分 | 所属機関等 | 職名 | 氏名 | 備考 | |
|----|-------------------------------|---------------------------------------|---------------------|--------|-----|
| 1 | 学識経験者 | 近畿大学九州短期大学 | 保育科准教授 | 木下 寛子 | 福会長 |
| 2 | 関係行政機関の職員 | 福岡県教育庁筑豊教育事務所 | 社会教育室主任 社会教育主事 | 大塚 忠生 | |
| 3 | | 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 社会福祉課長 | 吉田 浩子 | |
| 4 | | 飯塚公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 四郎丸 治 | |
| 5 | | 特定非営利活動法人 子どもと文化のひろば わいわいキッズいづか | 理事 | 名武 工枝 | |
| 6 | 子育て関係団体 | 特定非営利活動法人 いづか障害児者団体協議会 | 会員 | 渡邊 福 | |
| 7 | | NPO 法人 飯塚市青少年健全育成会 連絡協議会 | 事務局次長 | 西園 雅代 | |
| 8 | | 飯塚市私立幼稚園連盟 | いぎすれんげ幼稚園 理事長・園長 | 高城 無憂 | |
| 9 | | 飯塚市私立保育協会 | 会長 | 白山 勝也 | |
| 10 | | 特定非営利活動法人 全国認定こども園協会 | 認定こども園 愛宕幼稚園園長 | 石井 啓子 | |
| 11 | 一般公募 (若干名) 子育て中の 保護者 | 在宅児童の保護者 | | 蘇 明子 | |
| 12 | | 保育園児の保護者 | | 田中 祥一朗 | |
| 13 | | 幼稚園児の保護者 | | 末次 千尋 | |
| 14 | | 小学校児童の保護者 | | 中藤 薫 | |
| 15 | | 中学校児童の保護者 | | 高瀬 奈美江 | |
| 16 | 市長が認めるもの | 部落解放同盟飯塚市協議会 | 書記長 | 安永 勝利 | |
| 17 | | 飯塚市民生委員児童委員協議会 | 理事 | 小池 千津子 | 会長 |
| 18 | | 飯塚商工会議所 | 飯塚商工会議所 企画調整課長 | 香月 法彦 | |
| 19 | | いづか男女共同参画推進ネットワーク | 事務局長 | 稗田 佳子 | |

子ども・子育て支援法（抜粋）

公布：平成24年8月22日（平成24年法律第65号）

第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、

子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て

支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：福岡県飯塚市

住所：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

電話：0948-22-5500（代表）

公式ホームページアドレス：<http://www.city.iizuka.lg.jp/>
